平成20年8月1日発行（毎月1回1日発行）昭和46年7月12日第3種郵便物認可　CROP第461号別冊付録　JA堺市 ディスクロージャー誌

Disclosure

ディスクロージャー

2008

― JA理解が深まることを願って ―

堺市農業協同組合

はじめに

ＪＡ堺市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当組合に対するご理解を一層深めていただくために、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー2008」を作成いたしました。

皆さまが当組合の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月　堺市農業協同組合

ＪＡのプロフィール

◇設　　立	昭和44年3月	◇組 合 員 数	19,980人
◇本所所在地	堺市西区上野芝町2丁	◇役　員　数	31人
◇出　資　金	10億円	◇職　員　数	282人
◇総　資　産	3,463億円	◇支所・営農センター数	22カ所
◇単体自己資本比率	18.51％	※平成20年3月31日現在	

Disclosure　もくじ

ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・1

【事業活動の案内】

1．経営理念・・・・・・・・・・・・・・2
2．経営方針・・・・・・・・・・・・・・2
　内部統制システムに関する基本方針
3．経営管理体制・・・・・・・・・・・・4
4．農業振興活動・・・・・・・・・・・・4
5．地域貢献情報等・・・・・・・・・・・5
6．事業の概況・・・・・・・・・・・・・6
7．事業活動のトピックス・・・・・・・8
8．リスク管理の状況・・・・・・・・10
9．主な事業の内容・・・・・・・・・12

【経営資料】

Ⅰ．決算の状況・・・・・・・・・・・22
Ⅱ．損益の状況・・・・・・・・・・・34
Ⅲ．事業の概要・・・・・・・・・・・36
Ⅳ．経営指標・・・・・・・・・・・・45
Ⅴ．バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示
　≪定性的な開示事項≫・・・・・・46
　≪定量的な開示事項≫・・・・・・49

【ＪＡの概要】

1．機構図・・・・・・・・・・・・・・54
2．役員一覧・・・・・・・・・・・・・55
3．組合員数・・・・・・・・・・・・・55
4．組合員組織の状況・・・・・・・・55
5．特定信用事業代理業者の状況・・55
6．地区一覧・・・・・・・・・・・・・56
7．店舗一覧・・・・・・・・・・・・・57
8．沿革・あゆみ・・・・・・・・・・58

用語の説明

（50音順）

●大阪エコ農産物

農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が大阪府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもの

●ガバナンス

企業統治。組合の内部統制の仕組みや不正行為を防止する機能

●キャッシュ・フロー

一定期間内に企業が出し入れした資金の額

●コンプライアンス

法令等順守。企業が「消費者契約法」などに定められた民事ルールや行政規制などの取り締まりルールを守るだけでなく、その実効性を高めるために自主行動基準を設定し、企業内倫理を確立し、順守すること

●トレーサビリティーシステム

農産物や加工食品が、生産から流通にいたるまでの生産過程および供給過程を追跡確認する仕組み

●リスク

損失や不都合を生む可能性を指す。総括して「危険性」

●リスク・アセット

定められた危険率に応じて配分した資産

●ＡＬＭ

資産（A:アセット）と負債（L:ライアビリティー）を総合的に管理（M:マネジメント）することにより、金利変動や為替相場の変動などの市場リスクと流動性リスクを管理する手法のこと。

●ＩＣキャッシュカード

偽造や不正な読み取りが困難なＩＣ（半導体集積回路）を内蔵し、高い安全性を確保したカード

※1．本冊子は農協法第５４条の３第１項に基づき作成したディスクロージャー資料です。
※2．計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

【ごあいさつ】

堺市農業協同組合
代表理事組合長
津塩壽郎

平素は、ＪＡ堺市をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合は発足以来、堅実で健全な経営を基本理念に、組合員はじめ地域のみなさまの豊かな暮らしの実現に向けて、常に良質なサービスと情報の提供に努めてまいりました。

日本経済を取り巻く情勢は、サブプライムローンに端を発する米国の景気減退や原油価格高騰の影響を受け景気の先行きに警戒感が強まっています。また、農業を取り巻く環境は、食の安全・安心を確保する機能の発揮が求められる反面、農業者の高齢化による担い手問題や遊休農地の活用など地域農業振興に向けた取り組みが重要となっています。

このような情勢のなかにあってＪＡ堺市は、コンプライアンス態勢を強化するとともに、各事業に積極的に取り組んできました。その結果、経営の健全性を示す指標とされる自己資本比率は、平成19年度末で18.51%とＪＡグループが目標とする国際業務を行う金融機関に課せられた８%基準を大幅に上回ることができました。また、大阪エコ農産物『泉州さかい育ち』の生産・販売支援を行うとともに、ハーベストの丘農産物直売所では、販売するすべての農産物に生産履歴情報の提出を求めるなど「安全・安心」な農産物の提供に努めました。

本誌は、当組合の取り組みや経営内容を正しくご理解いただき、当組合への信頼度が一層深まることを願って作成しました。誌面では、ＪＡの特徴といえます信用・共済・購買など総合事業の内容を、経営方針や近年の業績、現在の状況などを含めて説明しています。ご一読いただき、みなさまと当組合とのつながりが、より強固なものとなることを願っています。

農業・ＪＡ経営を取り巻く情勢はなお厳しさを増していますが、ＪＡ堺市は組合員の“営農と暮らし”を守り、地域社会に貢献できる諸活動を積極的に展開します。また、ＪＡ・信連・農林中金が一体となった事業推進と良質で高度な金融機能サービスの実現を目指す「ＪＡバンクシステム」の一員として、継続して経営の健全化・効率化をはかり、みなさまから一層「信用・信頼」され、支持されるＪＡづくりに努めます。

今後とも、みなさまには一層のご支援ご協力をいただけますよう、心からお願い申しあげます。

平成20年７月

事業活動の案内

❶ 経営理念

●ＪＡ堺市は、農業振興を通じて、「食」・「農」・「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。

●ＪＡ堺市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。

●ＪＡ堺市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

❷ 経営方針

■ 基本方針

『ＪＡ活動と地域社会の共生』

豊かな暮らしと社会に貢献できるように事業改革を継続し、「安全・安心」を提供し、組合員・地域に役立つＪＡを目指します。

■ 基本目標

１．安全・安心な農を基本とする地域社会への貢献

農業の担い手を育成・支援し、地域の特性を生かした都市農業の振興と安全・安心な農産物の提供を通じて、「食」「農」「環境」を守り、安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に貢献します。

２．経営基盤の拡充と事業・経営管理の強化

組合員・利用者・地域住民から「信用・信頼」され、選ばれ続けるＪＡを目指すため、組合員や組合員組織を主体とする地域に根ざした事業展開を行い、「自己責任原則」に基づく経営の健全性と透明性の向上をはかります。このため、組合員加入促進や自己資本の充実に努めるとともに、平成20年４月25日の理事会において決議した以下の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備に取り組みます。

内部統制システムに関する基本方針

Ⅰ．内部統制システムの整備に関する基本的考え方

1．当組合は、内部統制システムの整備にあたり、法令の順守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上をはかります。

2．当組合は、上記内部統制システムの整備のため、内部統制整備プロジェクトを設置し、規程・体制等の整備を統括するとともに、内部監査部署による適切性・有効性の検証を行い、組合としてリスクの高い項目についての監査を実施することによって、内部統制システムの有効性を評価したうえ、必要な改善を実施します。

3．組合長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備および運用について責任をもって実施します。

Ⅱ．内部統制に関する体制の整備

1．理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス（法令等順守）を当組合の重要課題として位置づけ、コンプライアンスに係る組合全体の考え方を示した「コンプライアンス基本方針」「役職員の行動規範」、および役職員が順守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に周知徹底します。更にコンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度制定することで役職員のコンプライアンス意識の向上をはかります。

②コンプライアンスを確保するための体制として、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を総務部とし、コンプライアンス態勢全般の検討・審議を行う機関として常勤役員会を設置し、コンプライアンス統括部署で運営します。

③内部監査部署は、内部管理態勢等の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、すみやかに必要な対策を講じます。

④組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン制度）の適切な運用を通して、内部通報制度の運営を確保します。

⑤財務報告の信頼性を確保するために、内部統制整備プロジェクトにより、財務にかかる業務の仕組みを整備、構築し、必要に応じて業務の改善につとめます。

2．理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①「文書管理規程」および「理事会議事録等保管管理および閲覧要領」に基づき理事会議事録・契約書・その他の重要文書は、特定の管理部署等が責任をもって管理します。

②「文書管理規程」および「理事会議事録等保管管理および閲覧要領」に基づき、理事および職員の職務の執行に係る情報の取り扱い・保存・管理が適切に行われることを徹底します。

③理事の職務の執行に係る文書については、関連資料とともに保存・管理するものとし、必要に応じた期間は閲覧可能な状態を維持します。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当組合を取り巻く様々なリスクについて定めた「リスク管理基本方針」や「危機管理マニュアル」に従い、事業全体のリスクを網羅的に管理します。

②総務部企画広報課は、リスク状況の管理およびリスク管理に係る体制の整備・運営等リスク管理の統合的管理を担当します。

③災害や障害の発生など、緊急事態に陥った際は、「危機管理マニュアル」で規定した組織体制や指揮命令系統に従い、業務の早期回復を行うための危機管理対応を行うものとします。

4．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①理事および職員の「職制規程」に従い、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備・運用するものとします。

②理事会は、中長期の経営計画を策定し、全役職員に周知徹底します。

③定期的に理事会を開催し、理事の業務執行状況の監督を行います。

5．監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事と協議のうえ、監査の補助に当たらせます。

6．理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

①監事は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事ならびに職員に説明を求めることができます。

②理事および職員は法令等の違反行為、当組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見した場合には、監事に報告することとします。

7．その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①常勤監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席します。

②監事は、組合の内部監査部門と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するようつとめます。

③監事は、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的にＪＡ全国監査機構等の外部専門家と連携をはかります。

④監事は、代表理事等との定期的会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事等との相互認識を深めるようつとめます。

付則

1．平成20年４月25日制定

以上

事業活動の案内

❸ 経営管理体制

◇経営執行体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産者組織や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、経営管理の強化をはかっています。

❹ 農業振興活動

◇営農センターに営農指導員14名を配置して安全・安心な農産物の生産指導を実施
◇大阪エコ農産物認証制度に基づく堺ブランド農産物『泉州さかい育ち』の生産推進と販路拡大
◇「定年帰農者等登録制度」など農業の担い手確保に取り組む
◇「ハーベストの丘農産物直売所」（堺市農業公園「交流施設」）の指定管理者として運営
◇毎年11月23日に堺市・堺市農業委員会と共催の「堺市農業祭」（平成19年度９万人来場）を開催
◇学校給食および「ハーベストの丘農産物直売所」に出荷する全農産物の生産履歴記帳制度を実施
◇堺ブランド農産物『泉州さかい育ち』の生産履歴情報をホームページ上に公開

⑤ 地域貢献情報等

（１）全般に関する事項

当組合は、堺市（美原区の一部を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（互いに助け合い、互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

また、当組合の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や各種サービスを通じた社会貢献に努めています。

（２）地域からの資金調達の状況

当組合の平成20年３月末の貯金残高は、323,813百万円で、組合員・利用者の皆さまの計画的な資産作りをお手伝いするため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています。

（３）地域への資金供給の状況

当組合の平成20年３月末の貸出金残高は、59,825百万円で、当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当組合では資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにご利用いただいています。

（４）文化的・社会的貢献に関する事項

＜主なもの＞

○堺市教育委員会を通じて市内全小学校（99校）に小学３年生用教育副読本『わたしたちの農業』を寄贈
○管内小学校（91校）にＪＡグループの子供雑誌『ちゃぐりん』を毎月贈呈
○『堺市小学校夏休み児童作品コンクール』（後援：堺市、堺市教育委員会）を毎年開催
○こども110番への参加（全店舗・公用車・バイクへのステッカー貼付）
○税理士による無料税務相談会の実施（本所にて毎週火曜日および毎月第２木曜日（一部月を除く））
○弁護士による無料法律相談会の実施（本所にて毎月第１・３木曜日および第４土曜日（一部月を除く））
○各支所に年金友の会を設置するとともに同連絡協議会主催で毎年講演会を開催
　平成19年度講師　月亭八方氏　演題「遊学人生」
○各支所に資産管理研究会を設置するとともに同連絡協議会主催で毎年講演会を開催
　平成19年度講師　税理士法人ＦＰ総合研究所資産税部　第二部門マネージャー・税理士　高田隆央氏
　演題「どこをどうみる相続税調査」
○組合員に広報誌『ＣＲＯＰ（くらっぷ）』を毎月郵送し、各種情報を提供
○インターネット上にＪＡ堺市のホームページを開設し、組合員・利用者へ各種情報を提供

⑥ 事業の概況

経営環境

わが国経済は、堅調な設備投資や新興国向け輸出をもとに緩やかながら回復基調が続くものと思われましたが、昨年後半より、米国のサブプライムローン問題を機に世界的な信用不安が増大し、急激な資源高とあわせ、雇用情勢や個人消費が弱まるなど、先行き不透明感が強まってきています。

農業を取り巻く情勢は、地球環境の変化やバイオ燃料増産による世界的食料不安が広がるなか、国内食料自給率は39%と低下の一途をたどっています。食品中毒事件などにより、食の安全・安心に対する消費者の関心はますます強まり、国内農業の重要性が見直されようとしていますが、農産物価格の低迷に加え、年々深刻化する農業従事者の高齢化や担い手問題など、課題は山積しています。

一方、ＪＡ経営をめぐる情勢は、団塊世代が定年を迎え、郵政民営化や保険商品の銀行窓口販売全面解禁など、顧客獲得競争が一層激化しており、生き残りをかけた事業展開が求められています。

このようななかでＪＡ堺市は、「ＪＡバンク基本方針」に基づく健全経営を目指し、自己資本の充実による財務の健全性確保と、利用者をはじめ地域のみなさまの期待と信頼に応える事業展開に努めてまいりました。また、農薬の適正使用や生産履歴記帳指導を徹底し、大阪エコ農産物『泉州さかい育ち』の生産促進と販路拡大をはかるとともに、ハーベストの丘農産物直売所を地産地消の拠点として、地場農産物の販売強化に取り組んでまいりました。

■ 指導事業

〔営農指導〕

消費者の求める新鮮で安全・安心な地場農産物として、大阪エコ農産物『泉州さかい育ち』の生産・販路拡大に積極的に取り組むとともに、生産者への農薬の適正使用や生産履歴記帳の徹底した周知・啓発に取り組みました。

また、職場内教育や資格取得により、営農経済渉外担当者の資質向上をはかりながら、総合的な営農指導体制の強化に努めました。組合員・ほ場への定期巡回や購買店舗営農相談コーナーにおける情報提供、課題解決策の提案など、総合的・専門的相談を実践することで組合員とのつながりを強化するとともに、経済事業と一体化した指導購買の充実に努めました。

〔農政活動〕

ハーベストの丘農産物直売所での販売を通じた地産地消運動、認定農業者や定年帰農者等登録制度による担い手確保を推進するなど、『第５次地域農業振興計画』の着実な実践に取り組みました。

「水田農業構造改革対策事業」では、従来の行政中心からＪＡ中心の生産調整へ移行した新制度元年となりましたが、行政との連携をはかりながら、国の「産地づくり対策」の普及推進等により、生産調整目標を達成することができました。

また、11月23日に大仙公園で開催した第32回堺市農業祭は、晴天のもと９万人の来場者を迎え、堺市の農業を広く市民にアピールすることができました。

環境対策として、廃棄用プラスティックフィルム類の回収や期限切れ農薬の廃棄処理を実施しました。

〔相談活動〕

組合員の農地保全や資産管理・活用では、資産管理連絡協議会講演会の開催や情報誌『みのり』の発行による情報提供に努めました。弁護士・税理士による個別相談は148件、各種記帳指導や確定申告相談は延べ2,862件に対応しました。

生活文化活動では、組合員健康診断の実施（1,242人が受診）や年金友の会連絡協議会講演会を開催しました。女性会活動では、家の光大会や会員の集い、支部・クラブ活動などの取り組みにより組織の活性化をはかるとともに、農産加工技術の承継と料理講習会等の開催による「地産地消」・「食育」の普及推進に努めました。

■ 購買・販売事業

「組合員の負託に応える経済事業改革」による事業の収支均衡をはかるため、購買倉庫・購買店舗を供給拠点として特別供給日制度や自己引き取りの定着に取り組むとともに、営農経済渉外担当者と連携した指導購買の推進により、組合員・利用者の利便性向上に努めました。

また、「感謝と絆」をテーマに開催したＪＡフェアでは、延べ2,600人の来場者を迎え、組合員との絆を深める場として、所期の目的を達成できました。

販売事業では、ハーベストの丘農産物直売所における安全・安心な地場産農産物の販売を行うとともに、地場産米を学校給食米として独自の集荷対策を実施しました。

【事業実績】

購買品供給高	595,850千円
販売品取扱高	263,985千円

■ 信用事業

地域に密着したＪＡの利便性と、ＪＡバンクシステムによる高度な金融機能サービスの提供に努め、コンプライアンスを基本とした事業活動に取り組みました。

また、郵政民営化により貯金獲得競争が激化するなかにあって、顧客基盤の安定・確保に向け、「インクローズ（囲い込み）作戦」を展開し、渉外推進体制の強化と組合員・利用者の取引メイン化をはかりました。

貸出金では、農業の担い手対策として低利の「新規就農者育成支援資金」や「農機ハウスローン」を新設しました。また、住宅ローンを中心に、本・支所一体となった積極的推進を実践することで、残高伸長に努めました。

【事業実績】

貯金残高	323, 813, 372千円
貸出金残高	59, 825, 219千円

■ 共済事業

ＪＡ共済の優位性・安全性を示した提案型推進活動の実践により、「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供に努めました。

また、新規取引先の獲得による推進基盤の拡大をはかるとともに、保有契約の健全性を高めるため契約内容の自主点検を定期的に実施しました。

さらに、示談交渉サービスの拡充や支払査定業務の迅速化をはかるなど、事故処理体制の充実により組合員・利用者満足度の向上に努めました。

【事業実績】

長期共済		
	保有高	637, 143, 958千円
	新契約純増額	32, 532, 080千円
年金共済		
	保有高	5, 976, 564千円
	新契約純増額	418, 000千円
火災共済	新契約件数	1, 952件
自動車共済	新契約件数	7, 753件
傷害共済	新契約件数	2, 952件
個人賠責共済	新契約件数	350件
自賠責共済	新契約件数	2, 315件

■ 管理関係

組合員・利用者から一層の安心と信頼を確保するため、各種研修会の開催やコンプライアンス担当部署を設置するなど、経営管理体制の強化に努めるとともに、組合員加入推進運動を継続して行い、長期的に安定した取引先の確保に取り組みました。

経営の健全性向上のため、各種経営点検機能に基づくリスク管理体制の強化や監査体制の充実、内部留保による自己資本の充実に努めました。

また、支所事務所の老朽化に伴い、事業計画に基づいて建て替え工事に着手するとともに、３支所の改修工事を実施しました。

■ 損益の状況

経常利益・税引前当期利益・当期剰余金は大きく減少しました。これは、昨年度、会計基準が変更され、貸倒引当金を法定限度額に変更し、差額の626, 473千円を貸倒引当金戻入益に計上したためです。

【実　　績】

経常利益	599, 561千円
税引前当期利益	582, 034千円
当期剰余金	392, 851千円

■ 組合が対処すべき課題

１．安全・安心な農産物の生産と販売

- 大阪エコ農産物『泉州さかい育ち』の生産・販売促進
- 生産履歴記帳の指導徹底と管理強化
- 多様な農業の担い手づくりに対する啓発と取り組み

２．農を中心とした食育活動等地域貢献

- 地産地消運動の拡充
- ＪＡバンク食農教育応援事業への取り組み

３．経営の安定基盤の確立

- 安定取引先の組合員加入推進
- 新軒開拓や顧客囲い込みによる取引先の拡充強化

４．内部統制の確立

- 内部統制システムの構築
- コンプライアンス態勢の充実
- 新ＢＩＳ規制に基づくリスク管理体制の強化
- 内部監査体制の充実

7 事業活動のトピックス

4月 Apr.

1～5/27　水稲は種・育苗作業（53,800枚）
5～7/9　組合員健康診断（延べ32日間で1,242人受診）
11　女性会歩こう会（523人参加、奈良県吉野山）
12・14　水稲栽培講習会（２日間で26人参加）
14　住宅ローン相談会（全支所）
14・18　年金相談会（中央・百舌鳥・久世・本所）
16　農業啓発小冊子『わたしたちの農業』、同資料編を堺市教育委員会に寄贈（計10,343冊）
19～21　第12回ＪＡ石材大商談会（府下８ＪＡが共催）

5月 May

2・7・8　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期末監査
3　住宅ローン相談会（ＡＢＣハウジング中百舌鳥住宅展示場）
11　緑花振興会総会（17人出席）
16　果樹振興会総会（38人出席）
16　第38回女性会通常総会（113人出席）

16・19　年金相談会（中部南・浜寺・東陶器・本所）
18　野菜振興会総代会（45人出席）
18　観光農業振興会総会（14人出席）
19　住宅ローン相談会（全支所）
21・22　監事監査（平成18年度決算監査）
21～26　ＪＡ資材店舗全国統一キャンペーン
25　農作業受託協議会総会（７人出席）
29　４Ｈクラブ総会（15人出席）
30　女性会リーダー研修会（161人参加、堺市内）

6月 Jun.

1～18　請負田植え（27ha）
1～30　農繁期の休日対応
1～7/31　夏期貯蓄キャンペーン（13億円挙績）
11～18　支所別決算説明会（1,585人出席）
16　住宅ローン相談会（全支所）
16・20　年金相談会（五箇荘・深井・西陶器・本所）
21　第38回通常総代会（559人出席）
21　大阪エコ農産物認証制度説明会
21・22　大阪エコ農産物認証制度申請受付

7月 Jul.

5～6　女性会会員の集い（338人参加、京都府・滋賀県方面）
10　水稲栽培講習会（26人参加）
13　観光農業振興会視察研修会（16人参加、福井県小浜市方面）
18・21　年金相談会（八田荘・北八下・上神谷・本所）
21　住宅ローン相談会（全支所）
31～8/7　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期中監査Ⅰ

8月 Aug.

1　情報開示の一環として作成した『ディスクロージャー誌』を全組合員に郵送（ＣＲＯＰに同封）
1～4　秋の特別供給日（1,084万円供給）
1～28　農業・不動産所得の記帳指導（48件）
6　資産管理・年金友の会連絡協議会
6　資産管理連絡協議会講演会（103人出席、「どこをどうみる相続税調査」講師　税理士法人ＦＰ総合研究所資産税部第二部門マネージャー・税理士　高田　隆央氏）
7・9・10　コンプライアンス研修会（全職員参加、講師　弁護士　遠山　信一郎氏）
15・18　年金相談会（東百舌鳥・南八下・福泉・本所）
18　住宅ローン相談会（全支所）
21～22　４Ｈクラブ視察研修会（11人参加、愛知県日本肥糧㈱半田工場）
25・26　ＪＡフェア（3,700万円供給）

28～29　果樹振興会視察研修会（25人参加、福井県方面）

9月 Sep.

4～21　秋の農機具点検整備（76件）
14　第26回家の光・支部・クラブ発表会（551人参加）
15　住宅ローン相談会（全支所）
15・19　年金相談会（津久野・日置荘・美木多・本所）
19～10/3　生産履歴記帳および農薬適正使用講習会（６回で242人参加）
20～10/22　請負稲刈り（29ha）

22～24　第32回堺市小学生夏休み児童作品コンクール（応募総数21,381点、応募学校数96校）

10月 Oct.

1～31　農繁期の休日対応
8・13　住宅ローン相談会（全支所）
13・17　年金相談会（登美丘・金岡・鳳・本所）
17　農業祭関連行事「堺の農業見て歩き」（小学校児童121人を招待）
21　女性会が第34回堺まつりに民踊で参加（110人）
24・25　監事監査（半期決算監査）

11月 Nov.

1～12/28　年末貯蓄増強運動（85億円挙績）
5　人権啓発研修会（全職員参加、「セクシュアルハラスメントの防止」、講師　ＨＲＭ総研・八木社会保険労務士事務所　八木　裕之氏）

6～10　北海道ふれあいツアー（２回で65人参加）
8～13　平成19年産米集荷（4,331袋）
10　住宅ローン相談会（全支所）
10・21　年金相談会（中央・百舌鳥・久世・本所）
15　緑花振興会視察研修会（13人参加、滋賀県タキイ種苗㈱研究農場）
23　第32回堺市農業祭（９万人来場）

12月 Dec.

1　「こども110番運動」をスタート

3～6　大豆選粒（880kg）
3～8　春肥特別供給日（1,108万円供給）
7　平成19年産大豆集荷
7・8　生産履歴記帳および農薬適正使用講習会（２回で43人参加）
10　大阪エコ農産物認証制度説明会
10・11　大阪エコ農産物認証制度申請受付
10～15　廃棄用プラスティックフィルム類回収
12～14　農作業受託協議会視察研修会（９人参加、沖縄県）
13　年金友の会連絡協議会講演会（310人参加、「遊学人生」講師　月亭　八方氏）

1月 Jan.

12　住宅ローン相談会（全支所）
12・16　年金相談会（中部南・浜寺・東陶器・本所）
15～30　農業・不動産所得の決算指導（1,081件）
28～31　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期中監査Ⅱ

2月 Feb.

4～3/4　確定申告相談（1,733件）

9　住宅ローン相談会（全支所）
9・20　年金相談会（五箇荘・深井・西陶器・本所）
18～27　組合員座談会（1,084人出席）
25　ＣＲＯＰ連絡員会議（26人出席）
26　野菜振興会役員・総代合同視察研修会（35人参加、兵庫県三興㈱）

3月 Mar.

4～28　春の農機具点検整備（74件）
8　住宅ローン相談会（全支所）
8・19　年金相談会（八田荘・北八下・上神谷・本所）
10～22　水稲特別供給日（5,698万円供給）
17　コンプライアンスセミナー（役職員参加、講師㈱経済法令研究会　杉野　義和氏）
24・25　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部自己査定監査
28・29　不要農薬の廃棄処理

⑧ リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者のみなさまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券などの価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用は、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、満期保有を中心とした運用を行っています。運用部門が行った取引はリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱などにより市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

資金繰りリスクに対しては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクに対しては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより金融機関が損失を被

るリスクのことです。

当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑤システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「電算機運用管理規程」と「危機管理マニュアル」を策定しています。

◇コンプライアンス態勢

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令などを順守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等順守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を議長とする常勤役員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および順守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者のみなさまの声を真摯（しんし）にとらえ、前向きに事業に反映するため、苦情・相談などの専門窓口の「苦情受付窓口」を設置しています。

◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、被監査部門の改善取り組み状況を確認・指導しています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、ただちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

⑨ 主な事業の内容

ごぞんじですかJA事業

みなさまのくらしを支えるJA堺市

ＪＡ堺市は、みなさまの日常生活に欠かせない信用事業（貯金・貸付・為替）をはじめ、共済事業（生命・損害共済）、購買事業、指導事業（営農・生活）のほか、販売事業などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助をモットーに、組合員や地域のみなさまの暮らしのために、努力を重ねています。

それでは、ＪＡ堺市の各事業を簡単に紹介します。

１．信用事業

信用事業は、貯金、貸付（融資）、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンクとして大きな力を発揮しています。

1 貯金業務

組合員はもちろん地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。商品内容では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、決済用貯金などの当座性貯金をはじめ、定期積金や期日指定定期、スーパー定期、大口定期、変動金利定期、据置定期などの定期性貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

2 貸付（融資）業務

組合員への貸付（融資）をはじめ、地域のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構や農林漁業金融公庫（平成20年10月に㈱日本政策金融公庫に統合予定）などの融資の申し込みの取り次ぎも行っています。

3 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の各店舗や銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国の金融機関へ送金や手形・小切手などの取り立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱っています。

4 国債窓販・投資信託・外貨預金

利付国債（２・５・10年）や個人向け国債を窓口販売しています。また、本所では、証券投資信託や外貨定期預金の取り次ぎ業務を行っています。

5 その他サービス

ＪＡ堺市では、オンライン・ネットワークシステムを利用して、各種自動受取・支払や定時送金、事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、パソコンや携帯電話によるインターネット・バンキングなど、いろいろなサービスを行っています。

ＪＡのキャッシュカードは、偽造被害防止に効果のあるＩＣキャッシュカードになっており、手のひら生態認証も付加できます。全国のＪＡ・銀行・郵便局・信用金庫などのＣＤ（現金自動支払機）・ＡＴＭ（現金自動預払機）でご利用いただけるほか、買い物などの支払いが即時可能なデビットカードサービスも付加されています。

2．共済事業

共済事業は、養老生命・終身・こども・年金・がん・医療共済など生命保険会社と同様の商品や、火災・自動車・自賠責・傷害共済など損害保険会社と同様の商品を取り扱っています。さらに、自然災害にも強い力を発揮する建物更生共済を取り扱っています。このように、みなさまの誕生から老後まで、生涯にわたる保障を提供しています。

3．購買事業

購買事業は、組合員をはじめ地域のみなさまの農業生産に必要な資材から家庭園芸用まで、肥料や農薬・農業機械などのほか、食糧米や日用雑貨などの生活に必要な物資、環境にやさしい太陽熱温水器なども取り扱っています。

1 肥料・農薬・農業資材

水稲や野菜、果樹などの肥料・農薬をはじめトラクターや田植機などの農業機械、噴霧器や小農具など農業に必要な資材を取り扱っています。また、家畜の飼料や水稲・園芸種子類も取り扱っています。

2 食 糧 米

“パールライス”として好評の食糧米は、銘柄米からブレンド米、無洗米まで、各種取りそろえています。

3 生活資材

ＪＡ女性会を中心にＪＡ宅配倶楽部などの食品や石材、健康器具などの廉価供給に努めています。

4．指導事業

農家のみなさまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域のみなさまを対象とした法律・税務相談のほか、資産運用相談など、いろいろな指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施していますので、お気軽にご利用ください。

5．販売事業

ＪＡ堺市に出荷された米は、地産地消ならびに食農教育の一環として、堺市内の小学校へ給食用に販売しています。また、ハーベストの丘農産物直売所では、米をはじめ野菜や果物・花など、新鮮で「安全・安心」な地場農産物を中心に提供しています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売などに係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

1．組合員・利用者のみなさまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．組合員・利用者のみなさまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
4．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のみなさまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5．組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6．販売・勧誘に関する組合員・利用者のみなさまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

堺市農業協同組合

商品・サービスのご案内

■信用事業〔貯金商品一覧表〕

種別		特色・留意点	預入期間	預入金額	付利単位
総合口座		一冊の通帳に普通貯金と定期貯金をセットでき、「受け取る（給与・年金など）・支払う（公共料金など）・蓄える・借りる（定期貯金で自動ご融資）」の４つの機能が使えます。	出し入れ自由	１円以上	100円
	普通貯金無利息型	総合口座にセットされた普通貯金を無利息型にしたものです。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	１円以上	無利息
当座貯金		小切手や手形によるお支払いができ、事業には欠かせない貯金です。	出し入れ自由	１円以上	無利息
普通貯金		給与や年金などの自動受け取り、公共料金などの自動支払い機能を加えるとより便利に。キャッシュカードとあわせて、あなたのサイフ代わりに。	出し入れ自由	１円以上	100円
	無利息型（決済用）	無利息型の普通貯金です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	１円以上	無利息
貯蓄貯金		基準残高（７段階に分かれる）によって金利の変わる有利な貯金です。	出し入れ自由	１円以上	１円
通知貯金		短期の資金運用に最適です。お引き出しの２日前までにご連絡が必要です。	７日以上	５万円以上	100円
定期積金		毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える商品です。この定期積金には、以下の種類があります。			
	スーパー積金	掛金定額型と目標額設定型（預入期間２・３年のみ）の２種類があります。	1･2･3･4･5年	毎月1,000円以上	１円
	カトレア定期積金	年２回のボーナス月（月は自由設定）を併用し、大きく蓄えられます。ホテルやレストラン、劇場などの協賛店で会員だけのサービスが受けられる「カトレア倶楽部」に同時入会できます。目標額を50万円の整数倍で設定できます。	３・５年	毎月1,000円以上。ボーナス月は増額	１円
	隔月掛金定期積金（なごみ）	当組合で公的年金や年金共済をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、２ヵ月ごとに一定額を積み立てて蓄える商品です。店頭表示利回りに一定の利率を上乗せします。１回の掛金額は、１回当たりの年金受け取り額が上限です。	1･2･3･4･5年	１回1,000円以上	１円
	プレ年金定期積金（そなえ得）	満55歳以上65歳未満の方で、かつ公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）のお受け取りを予約された方を対象にした商品です。当初契約時の定期積金店頭表示利回りに0.3%を上乗せします。	1･2･3･4･5年	毎月10,000円以上50,000円以内	１円
期日指定定期		１年が過ぎると、１ヵ月前の予告で、いつでも必要額のお引き出しができます。利息は、１年複利で計算します。	１年以上３年以内	１円以上300万円未満	１円
スーパー定期		期間・金額など幅広く有利にご利用いただけます。３・４・５・７・10年契約では半年複利計算で、さらに有利に運用できます（単利型もあります）。満期日の指定（１ヵ月超５年未満）もできます。	１ヵ月以上10年以内	１円以上	１円
大口定期		まとまった資金を効率的に有利に運用できます。満期日の指定（１ヵ月超５年未満）もできます。	１ヵ月以上５年以内	1,000万円以上	100円
変動金利定期		６ヵ月ごとに自動的に金利を見直しします。	３年	１円以上	１円
据置定期		６ヵ月経過後は、いつでも全額または一部引き出しができます。預入期間に応じて６段階の金利設定があり、半年複利で計算します。	６ヵ月以上５年以内	１万円以上1,000万円未満	１円
利息分割受取型定期		希望月（１・２・３・６ヵ月）ごとに、利息を分割して受け取ることができます。スーパー定期型と大口定期型（預入金額1,000万円以上）があります。	１年以上５年以内	１円以上	１円
なごみ定期		当組合で公的年金や年金共済をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、スーパー定期の店頭表示金利に0.5%を上乗せします（取扱期間があります）。	１年	１円以上300万円以内	１円
積立定期	一般型	積立期間を定めずに、毎月自由に定期貯金にお預けいただけます。	自由	１円以上	１円
	期間指定型	満期日（預入期間）を指定して、定期貯金にお預けいただけます。	１年～５年（据置３ヵ月）	１円以上	１円
	年金型	お客様の資金を定期的に積み立て一定期間据え置いた後、指定した受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	積立期間１年以上30年以下	１円以上	１円
	一括預入年金型	退職金等、まとまった資金を一括で預け入れ、一定期間据え置いた後、お客様が指定する受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	据置期間２ヵ月以上10年以上	100,000円以下	１円
財形貯蓄		財形貯蓄（財産形成貯蓄貯金）は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの自動振替で蓄えられます。			
	一般財形	積立額、貯蓄目的とも自由です。	３年以上	1,000円以上	１円
	財形住宅	住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で550万円まで非課税の特典があります。	５年以上	1,000円以上	１円
	財形年金	在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。	５年以上	1,000円以上	１円
国債	長期国債中期国債	利率は固定金利で、銘柄により異なります。	２・５・10年	５万円単位	—
	個人向け国債（変動10）	６ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のみが対象となります。	10年	１万円単位	—
	個人向け国債（固定５）	固定金利で、個人のみが対象となります。	５年	１万円単位	—

■信用事業〔貸付（融資）商品一覧表〕

	商品名	資金使途・留意事項	融資金額	融資期間
要項貸付	新規就農者育成資金	認定新規就農者や農業後継者を対象に、農業経営の安定と拡大の支援のため資金を低利で融資します。	500万円以内	10年以内
	農業振興資金	認定農業者・担い手農業者・エコ農産物認証者など、正組合員に特化した農業資金を中長期かつ低利でご融資します。	8億円以内	30年以内 （用途により異なる）
	不動産賃貸事業資金	マンションの建築など不動産の有効利用に必要な資金を低利でご融資します。	8億円以内	30年以内 （用途により異なる）
	農協単独低利資金	農業経営生活刷新・農地取得・納税資金など、幅広くご利用いただけます。	1億円以内	25年以内 （用途により異なる）
	共済担保貸付	ＪＡ共済のご契約者を対象とした資金です。ご加入の長期共済を担保としてご融資します。	共済解約返戻金または満期共済金の80%以内（どちらか低い方）	10年以内
各種ローン	住宅ローン	住宅の新築や購入（中古住宅を含む）、土地の購入資金にご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内
	リフォームローン 介護リフォームローン	増改築や補修など住宅のグレードアップ資金に。介護を目的としたリフォームなら、さらに低利でご融資します。	500万円以内	10年６ヵ月以内
	クローバローン 介護クローバローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。介護資金なら、さらに低利でご融資します。	300万円以内	５年以内
	マイカーローン	自動車の購入、車庫の建築資金など、お車に関する資金にご利用いただけます。	500万円以内	７年以内
	購買ローン	ＪＡからご購入される商品の代金にご利用いただけます。	300万円以内	５年以内
	農機ハウスローン	農業機械などを取得する資金（農機具購入・修理など、パイプハウスなど資材・建設費用、またこれらの借換資金など）にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
	教育ローン	学校への就学に必要な資金（入学金・授業料・下宿代など）にご利用いただけます。	500万円以内	据置期間を含め 最長13年６ヵ月以内 （在学期間＋７年６ヵ月）
	定期積金ローン	急に資金が必要な時に、ご契約の定期積金でご融資します。	200万円以内 （定期積金給付契約額の範囲内）	５年以内 （定期積金満期日まで）
当座貸越型	カードローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。ローンカード（キャッシュカード）を使って、出し入れも自由です。	50万円以内	２年の自動更新 （旧契約は１年）
	ワイドカードローン	お使いみちも出し入れも自由な、ビッグな資金です。	300万円以内	１年の自動更新
	営農ローン	農業経営資金や営農に必要な資金をご融資します。普通貯金にセットして出し入れ自由です。	300万円以内	１年の自動更新

（注）　このほか、各種資金を取りそろえています。また、担保・保証やその他ご融資条件、ご返済方法などくわしくは、支所窓口でおたずねください。
　なお、ＪＡのご利用度に応じてご融資利率を優遇する制度（一部ローン対象）もあります。

■信用事業〔金融取り次ぎ商品一覧表〕

種別	特色・留意点
投資信託	証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられています。複数の投資家から資金を集めて一つにまとめ、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債等のいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、貯金と異なり、元本や利息の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、ご購入者が負うことになります。
外貨定期預金	当組合の組合員（個人のみ）および取引者を対象に、米ドルを取り扱い通貨とした外貨定期預金を、農林中央金庫にお取り次ぎします。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、為替変動リスクがあります。相場動向によって満期日の解約円貨額が、お預け入れ時の円貨額を下回る場合もあります。

種別	預入期間	預入金額	取扱時間	付利単位
大口	３ヵ月、６ヵ月、１年	1,000万円相当額以上（100米ドル単位）	原則午前11時～午後２時	10米ドル
小口	３ヵ月、６ヵ月、１年	50万円相当額以上（100米ドル単位）	原則午前11時～午後２時	10米ドル

事業活動の案内

商品・サービスのご案内

■共済事業〔長期共済〕

種類		特徴
生命総合共済	終身共済	働き盛りの年代を大きな保障で守るとともに、80歳までの入院・通院・手術などの保障も万全です。人生設計にあわせて一時金や年金でのお受け取りも選べる共済です。
	生命共済	万一の場合の大きな保障とともに、生活設計にあわせて満期共済金もお受け取りになれる共済です。
	こども共済	お子さまの成長にあわせて必要な教育資金や結婚・独立資金が準備できます。入園・入学にあわせて祝い金がお受け取りになれるタイプもあります。
	医療共済	入院・手術・死亡を一生涯にわたって保障する共済で、通院保障、定期特約、生活保障特約を付加することで、ライフプランに応じた死亡保障を確約することができます。
	がん共済	すべての「がん」を一生涯保障します。しかも、入院共済金を初日から無制限でお受け取りになれます。また、手術や退院後の療養までを幅広く保障します。
	定期医療共済	病気やケガによる日帰り入院から所定の手術まで、安心の医療保障を簡単な加入手続きと手軽な掛け金で80歳まで保障します。
	年金共済	安定した老後を過ごすため、公的年金だけでは不十分な部分をカバーするのに最適です。生涯にわたり、あるいは一定期間、年金のお受け取りができる共済です。
損害共済	建物更生共済	家屋や家財、そこに住む人までを、火災をはじめ地震などの自然災害から守る保障範囲の広い共済です。

■共済事業〔短期共済〕

種類	特徴
火災共済	掛け捨てタイプのため、わずかな掛金で家屋と家財の大きな保障を約束します。
自動車共済	車両、対人・対物賠償、搭乗者特約など、わずかな掛金でワイドに保障します。車両担保をセットすると、示談代行サービスも受けられます。「大安心・超安心パック」の登場で、さらに保障範囲が広がりました。
自賠責共済	法律によって、すべての自動車に加入が義務づけられています。自動車共済とのセット契約で、安心の輪が広がります。
賠償責任共済	住宅や店舗の管理上の不備や欠陥によって生じた事故や買い物や旅行など日常生活によって生じた事故（自動車事故を除く）で、他人を死傷させた場合や他人の財産に損害を与えた場合に保障します。
傷害共済	日常生活から旅行など、あらゆる場面の保障タイプをご用意しています。

■経済事業〔主な購買品目〕

分類		内容・留意事項
生産資材	飼料	家畜類（牛・鶏）の単味飼料、配合飼料
	肥料	水稲・野菜・果樹・園芸用肥料や土壌改良材
	農薬	水稲・野菜・果樹・園芸用農薬（殺虫・殺菌・除草剤ほか）
	保温資材	農用ビニール・ポリ、POフィルムほか
	包装資材	カミタイ・キュウリネットほか
	農業機械	農業機械・農機具・農機部品、精米機ほか
	石油類	重油・エンジンオイル
	建築資材	ハウス施設・温水器・白蟻駆除工事ほか
	その他	水稲・園芸種子、園芸用品ほか

分類		内容・留意事項
生活物資	食料品	パールライス・宅配食品ほか
	衣料品	長靴・雨合羽ほか
	耐久消費材	石材・仏壇仏具ほか
	日用保健雑貨用品	紙製品、健康器具ほか
	その他	マメタン・レンタンほか

〔主な販売品目〕

分類	内容・留意事項
農業生産品	野菜・米・花き・果樹・卵ほか

■営農・生活・相談サービス

分類	内容・留意事項
営農指導･営農相談	農業技術や農業経営に関する指導・相談を営農センターで行っています。
税務相談	毎週火曜日と毎月第２木曜日（一部月を除く）に、本所で顧問税理士による無料相談を行っています。
法律相談	毎月第１・３木曜日と第４土曜日（一部月を除く）に、本所で顧問弁護士による無料相談を行っています。
営農テレホンサービス	毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報をお知らせしています（営農テレホンサービス℡277－3591 ホームページ上でも掲載しています）。

※税務・法律相談は予約制です。お問い合わせ・お申し込みは支所窓口へ。

信用事業取扱手数料一覧

■貯金業務に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類			単位	手数料	備考
当座貯金	一般口	小切手帳交付	1冊50枚	630	
		約束手形交付	1冊30枚	630	1枚262円
	署名鑑	新規登録	—	4,200	
		変更	—	2,100	
		廃止	—	無料	
	専用約束手形口（マル専）	口座開設	1口座	3,150	口座開設時に徴収
		手形用紙交付	1枚	525	
自己宛小切手発行			1枚	525	
残高証明書発行			1通	210	
取引明細表発行			1件	210	
利息支払証明書発行			1通	210	
再発行	貯金通帳		1冊	525	紛失・汚損等、貯金者の管理責任に帰する場合
	貯金証書		1通	525	
	キャッシュカード		1枚	525	

■ＡＴＭ（現金自動預払機）利用に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類		利用時間帯		手数料	備考
取引媒体	取引				
ＪＡキャッシュカード	入金 支払い	平日	8：45～19：00（21：00）	無料	
		土曜日	9：00～17：00		
		日曜日			
		祝日			
他行キャッシュカード	支払い	平日	8：45～18：00	105	
			18：00～19：00（21：00）	210	
		土曜日	9：00～14：00	105	
			14：00～17：00	210	
		日曜日	9：00～17：00	210	
		祝日	9：00～17：00	210	
クレジットカード	自動キャッシング	平日	8：45～18：00	無料	
			18：00～19：00（21：00）	105	
		土曜日	9：00～14：00	無料	
			14：00～17：00	105	
		日曜日	9：00～17：00	105	
		祝日	9：00～17：00	105	

（注）1．祝日とは、1月1～3日と5月3～5日を除く「国民の祝日に関する法律」で定める全休日（祝日・振替休日）とします。ただし、5月3～5日のいずれかが日曜日と重なる場合は稼働します。
2．利用時間帯のカッコ内時刻は、中部南支所・東百舌鳥支所・久世支所・東陶器支所・金岡支所の5店舗の稼働終了時刻です。
3．残高照会はいずれの場合も無料でご利用いただけます。

事業活動の案内

■内国為替取引に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類			単位	手数料	備考
送金	系統あて		1件	420	当組合店舗間を含む
	他行あて		1件	630	
振込	窓口利用	系統あて	3万円未満 1件	210	当組合店舗間を含む
			3万円以上 1件	420	
		他行あて 電信扱い	3万円未満 1件	525	
			3万円以上 1件	735	
		他行あて 文書扱い	3万円未満 1件	420	
			3万円以上 1件	630	
	振込機（ATM）利用	系統あて	3万円未満 1件	105	当組合店舗間を含む
			3万円以上 1件	315	
		他行あて	3万円未満 1件	420	
			3万円以上 1件	630	
	インターネットバンキング	系統あて	3万円未満 1件	105	
			3万円以上 1件	210	
		他行あて	3万円未満 1件	210	
			3万円以上 1件	420	
代金取立	集中取立	府内	1通	210	
		府外	1通	630	
	個別取立	普通扱い	1通	630	
		至急扱い	1通	840	
その他	送金・振込の組戻料		1件	630	・手数料を超える経費を要する場合は、その実費を申し受けます。 ・隔地間とは、大阪手形交換所区域外のものをいいます。
	代金取立にかかる不渡手形返却料		1通	630	
	代金取立にかかる取立手形組戻料		1通	630	
	取立手形店頭呈示料（隔地間）		1通	630	

（注）系統とは、農業（漁業）協同組合、信用農業（漁業）協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。

信用事業取扱手数料一覧

■貸出業務に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類		単位	手数料	備考
残高証明書発行		1 通	210	
取引明細表発行		1 件	210	
融資証明書発行		1 通	210	
住宅取得年末残高証明書発行		1 通	無料	
貸付金・利息払込証明書発行		1 通	210	
権利者の同意書発行		1 部	1,050	印鑑証明書、資格証明書各1通を含む
ローンカード発行		1 枚	1,050	
繰上償還	住宅ローン		5,250	
	リフォームローン		3,150	
条件変更	住宅ローン		5,250	返済をともなわないもの
	リフォームローン		3,150	

■そ の 他

（単位：円、消費税込）

手数料種類			単位	手数料	備考
両替業務	邦貨両替		1～100枚	無料	
			101～500枚	210	
			501枚以上	315	
口座管理（保護預り）業務	国債等の口座管理			無料	
	投信窓販の保護預り			無料	
	残高証明書発行		1 通	210	
株式払込事務受託	一括払込	有償払込額 50百万円未満	料率（A） 2.625		手数料＝有償払込額×A/1,000
		有償払込額 50百万円以上	2.100		
		有償払込額 100百万円以上	1.575		
		有償払込額 300百万円以上	1.260		
夜間金庫使用料			年額	25,200	月割 2,100円

系統セーフティネット

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

「ＪＡバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を２つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。ＪＡバンク法（農林中央金庫および特定農業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進に取り組んでいます。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

＜貯金等の保護の範囲＞

○農水産業協同組合が破綻したときに貯金保険で保護される貯金などの額は、平成17年４月以降、保険の対象となる貯金などのうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という３要件を満たす貯金）に該当するものは全額であり（恒久処置）、それ以外の貯金などについては１農水産業協同組合ごとに貯金者１人当たり元本1,000万円までとその利息等となります。（注）

○保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分および保険対象外の貯金等ならびにこれらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

（注）平成14年度においては、当座貯金、普通貯金、別段貯金については、特定貯金として全額保護となっていました。その後、平成14年の貯金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座貯金、普通貯金、別段貯金は決済用貯金とみなされ、全額保護となっていました。

貯金等の分類			保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注１） （利息のつかない等の３要件を満たす貯金）	全額保護 （恒久措置）
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債権（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注２）	一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金）	元本の合計1,000万円までとその利息等（注３）を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）〕
貯金保険の対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債権（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等		保護対象外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）〕

（注）１．「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすものです。
２．このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
３．定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

＊本内容については、貯金保険機構ホームページより引用しています。なお、詳細については、貯金保険機構ホームページ（http://www.sic.or.jp/index.html）をご参照ください。

平成19年度

経営資料

経営資料　Ⅰ 決算の状況

① 貸借対照表

（単位：千円）

資産			負債および純資産		
科目	平成19年度（平成20年3月31日現在）	平成18年度（平成19年3月31日現在）	科目	平成19年度（平成20年3月31日現在）	平成18年度（平成19年3月31日現在）
1．信用事業資産	**336,286,415**	**324,894,229**	**1．信用事業負債**	**328,919,310**	**316,892,849**
(1) 現金	1,371,429	1,352,287	(1) 貯金	323,813,372	311,383,536
(2) 預金	245,335,563	239,191,516	(2) 譲渡性貯金	—	—
系統預金	245,335,563	239,191,516	(3) 借入金	4,275,197	4,746,574
系統外預金	0	0	(4) その他の信用事業負債	829,697	762,738
譲渡性預金	—	—	未払費用	543,777	298,958
(3) 金銭の信託	—	—	その他の負債	285,919	463,779
(4) 有価証券	28,060,209	28,720,743	(5) 睡眠貯金払戻引当金	1,042	—
国債	19,354,440	19,414,408	(6) 債務保証	—	—
地方債	—	—	**2．共済事業負債**	**1,165,953**	**1,263,989**
政府保証債	—	—	(1) 共済借入金	493,602	474,584
金融債	499,840	499,790	(2) 共済資金	254,941	352,382
社債	8,205,928	8,806,544	(3) 共済未払利息	8,716	8,278
(5) 貸出金	59,825,219	54,204,067	(4) 未経過共済付加収入	406,604	425,277
(6) その他の信用事業資産	1,897,752	1,609,141	(5) 共済未払費用	2,088	3,465
未収収益	1,880,994	1,585,381	(6) その他の共済事業負債	—	—
その他の資産	16,758	23,759	**3．経済事業負債**	**46,091**	**57,993**
(7) 貸倒引当金(控除)	△203,759	△183,526	(1) 経済事業未払金	39,866	52,282
2．共済事業資産	**502,236**	**483,155**	(2) 経済受託債務	6,224	5,711
(1) 共済貸付金	496,007	477,389	(3) その他の経済事業負債	—	—
(2) 共済未収利息	8,647	8,264	**4．設備借入金**	—	—
(3) その他の共済事業資産	—	15	**5．雑負債**	**543,390**	**589,781**
(4) 貸倒引当金(控除)	△2,419	△2,513	**6．諸引当金**	**1,151,687**	**1,251,475**
3．経済事業資産	**126,898**	**114,154**	(1) 賞与引当金	98,301	95,581
(1) 受取手形	—	—	(2) 退職給付引当金	978,390	1,089,338
(2) 経済事業未収金	67,867	51,235	(3) 役員退任給与引当金	—	66,555
(3) 経済受託債権	—	—	(3) 役員退任慰労引当金	74,995	—
(4) 棚卸資産	59,360	63,186	**7．繰延税金負債**	**0**	**0**
購買品	57,837	61,299	**負債合計**	**331,826,432**	**320,056,089**
その他の棚卸資産	1,522	1,886	**1．組合員資本**	**14,488,617**	**14,120,109**
(5) その他の経済事業資産	—	—	(1) 出資金	1,074,618	1,061,497
(6) 貸倒引当金(控除)	△328	△267	(2) 資本準備金	22,249	22,249
4．雑資産	**50,780**	**62,028**	(3) 利益剰余金	13,395,755	13,039,325
(1) 雑資産	50,780	62,028	利益準備金	2,183,713	2,183,713
(2) 貸倒引当金(控除)	—	—	その他利益剰余金	11,212,042	10,855,612
5．固定資産	**1,886,548**	**1,771,318**	信用事業基盤強化積立金	1,400,000	1,400,000
(1) 有形固定資産	1,878,139	1,765,009	施設整備積立金	430,000	430,000
減価償却資産	3,043,925	3,003,163	有価証券価格変動準備金	100,000	100,000
減価償却累計額(控除)	△1,970,043	△1,901,454	貸出債権積立金	620,000	—
土地	774,432	663,300	圧縮積立金	9,365	11,214
建設仮勘定	29,825	0	特別積立金	7,990,297	7,690,297
(2) 無形固定資産	8,409	6,309	当期未処分剰余金	662,378	1,224,099
6．外部出資	**7,099,929**	**6,449,444**	（うち当期剰余金）	（392,851）	（945,325）
(1) 外部出資	7,099,929	6,449,444	(4) 処分未済持分	△4,005	△2,962
系統出資	6,712,459	6,130,604	**2．評価・換算差額等**	**13,206**	**5,414**
系統外出資	387,470	318,840	(1) その他有価証券評価差額金	13,206	5,414
(2) 外部出資等損失引当金	—	—			
7．繰延税金資産	**375,448**	**407,284**	**純資産合計**	**14,501,824**	**14,125,524**
資産合計	**346,328,257**	**334,181,613**	**負債及び純資産合計**	**346,328,257**	**334,181,613**

❷ 損益計算書

（単位：千円）

科目	平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）	平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
1．事業総利益	3,312,678	3,456,744
(1) 信用事業収益	3,846,027	3,334,595
資金運用収益	3,772,739	3,265,471
（うち預金利息）	(2,069,462)	(1,534,337)
（うち有価証券利息）	(318,049)	(398,394)
（うち貸出金利息）	(1,176,018)	(1,110,798)
（うちその他受入利息）	(209,209)	(221,940)
役務取引等収益	47,257	46,430
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	26,030	22,693
(2) 信用事業費用	1,435,616	799,030
資金調達費用	1,132,677	543,482
（うち貯金利息）	(1,054,118)	(473,462)
（うち給付補てん備金繰入）	(31,163)	(18,579)
（うち譲渡性貯金利息）	(—)	(—)
（うち借入金利息）	(39,164)	(41,326)
（うちその他支払利息）	(8,231)	(10,115)
役務取引等費用	9,166	8,512
その他事業直接費用	0	0
その他経常費用	293,772	247,034
（うち貸倒引当金繰入額）	(20,232)	(0)
（うち睡眠貯金払戻引当金繰入額）	(1,042)	(—)
信用事業総利益	2,410,411	2,535,565
(3) 共済事業収益	948,124	960,081
共済付加収入	916,465	933,636
共済貸付金利息	17,604	17,135
その他の収益	14,054	9,309
(4) 共済事業費用	74,135	78,033
共済借入金利息	17,572	17,157
共済推進費	48,106	50,653
共済保全費	65	115
その他の費用	8,391	10,107
（うち貸倒引当金繰入額）	(0)	(2,513)
共済事業総利益	873,988	882,047
(5) 購買事業収益	571,475	573,619
購買品供給高	560,647	561,772
購買手数料	—	—
その他の収益	10,828	11,846
(6) 購買事業費用	515,154	514,660
購買品供給原価	507,823	507,658
購買品供給費	5,453	4,971
その他の費用	1,878	2,030
（うち貸倒引当金繰入額）	(61)	(267)
購買事業総利益	56,320	58,958
(7) 販売事業収益	120,342	125,534
販売品販売高	95,309	99,305
販売手数料	23,700	24,817
その他の収益	1,332	1,411
(8) 販売事業費用	79,493	81,444
販売品販売原価	74,851	75,732
販売費	1,901	2,599
その他の費用	2,740	3,112
販売事業総利益	40,848	44,089
(9) 利用事業収益	56,724	56,523
(10) 利用事業費用	41,177	42,975
利用事業総利益	15,547	13,548
(11) 指導事業収入	12,960	18,051
(12) 指導事業支出	97,398	95,515
指導事業収支差額	△84,437	△77,464
2．事業管理費	2,819,874	2,750,163
(1) 人件費	1,924,846	1,887,851
(2) 業務費	411,409	409,772
(3) 諸税負担金	115,821	132,791
(4) 施設費	364,073	313,242
(5) その他事業管理費	3,723	6,505
事業利益	492,804	706,580
3．事業外収益	116,752	112,690
(1) 受取雑利息	—	—
(2) 受取出資配当金	99,480	91,473
(3) 賃貸料	13,637	16,275
(4) 雑収入	3,634	4,941
4．事業外費用	9,995	9,461
(1) 支払雑利息	2,351	1,532
(2) 貸倒損失	—	—
(3) 寄付金	50	50
(4) 減価償却費	488	—
(5) 雑損失	7,105	7,879
経常利益	599,561	809,809
5．特別利益	844	626,473
(1) 固定資産処分益	—	—
(2) 一般補助金	750	—
(3) 貸倒引当金戻入益	94	626,473
(4) その他の特別利益	—	—
6．特別損失	18,371	18,110
(1) 固定資産処分損	17,621	17,021
(2) 固定資産圧縮損	750	1,089
(3) 減損損失	—	—
(4) その他の特別損失	—	—
税引前当期利益	582,034	1,418,172
7．法人税・住民税および事業税	160,750	224,885
8．法人税等調整額	28,432	247,961
当期剰余金	392,851	945,325
前期繰越剰余金	269,526	278,773
当期未処分剰余金	662,378	1,224,099

❸ 注　記　表

■19年度

Ⅰ．重要な会計方針

1．記載金額の端数処理

貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2．有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成11年１月22日）に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

満期保有目的の債券については、その銘柄の異なるごとに移動平均法による償却原価法によって評価しています。

その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごとに時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿価額との差額を税効果調整後、純資産の部「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

3．棚卸資産で購買品の評価基準および評価方法は次のとおりです。

⑴　購買品……売価還元法に基づく原価法

⑵　販売品……最終仕入原価法に基づく原価法

4．固定資産等の減価償却の方法

⑴　有形固定資産

建物（建物付属設備を除く）

①　平成10年３月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

②　平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの

法人税法に規定する旧定額法

③　平成19年４月１日以降に取得したもの

法人税法に規定する定額法

建物以外

①　平成19年３月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

②　平成19年４月１日以降に取得したもの

法人税法に規定する定率法

また、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物および構築物	８年～50年
機械装置および運搬具	４年～８年
器具・備品	３年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（５年間）で定額法により償却しています。

なお、上記⑴から⑵の20万円未満の資産等については、一時損金経理を行っています。

5．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期末は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める金額を計上しています。

破産、特別精算等、法的経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、および法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務部が資産査定を実施し、同部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

⑵　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生期から費用処理することとしています。

⑶　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しています。

⑷　役員退任慰労引当金

役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程による期末要支給額を計上しています。

⑸　睡眠貯金払戻引当金

睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

6．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。

7．消費税の会計処理の方式

消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間（５年間）で毎期均等償却しています。

Ⅱ．会計方針の変更

1．平成19年度の法人税法の改正（「所得税法の一部を改正する法律　平成19年３月30日　法律第６号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令　平成19年３月30日　政令　第83号」）に伴い、当期から、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法により、減価償却費を計上しています。

この変更に伴い、従来と同一の方法によった場合に比べ、減価償却費が1,354千円増加し、事業利益、経常利益および税引前当期利益がそれぞれ1,354千円減少しています。

2．一定の要件を満たす睡眠貯金については、従来、時効貯金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、貯金者からの払戻請求時に費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金および特別法上の引当金または準備金ならびに役員退職慰労金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年４月13日）が平成19年４月１日以後開始する事業年度から適用されたことをふまえ、貯金者からの返還（支払）請求に備えることで将来の支出時における一時的な費用負担を回避し、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るため、当期末から同報告を適用しています。

これにより、従来の方法に比べ、信用事業のその他経常費用が1,042千円増加し、事業利益、経常利益および税引前当期利益がそれぞれ1,042千円減少しています。

Ⅲ. 表示方法の変更

平成20年３月28日農林水産省令第17号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」が、平成19年４月１日以後開始する事業年度から適用されることなどに伴い、当期末から以下のとおり表示を変更しています。

１．貸借対照表関係

⑴ 「雑資産」を「雑資産」と「貸倒引当金」に区分して表示しています。

⑵ 「役員退任給与引当金」を「役員退任慰労引当金」と表示しています。

２．損益計算書関係

⑴ 「信用事業費用」の「その他経常費用」の内書きとして、「睡眠貯金払戻引当金繰入額」を表示しています。

Ⅳ. 追加情報

平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の５％（償却可能限度額）に到達した事業年度の翌事業年度から取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。

これにより、従来の方法に比べ、減価償却費が4,420千円増加し、事業利益4,416千円、経常利益および税引前当期利益がそれぞれ4,420千円減少しています。

Ⅴ. 貸借対照表に関する注記

１．貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は107,935千円であり、その内訳は次のとおりです。

破綻先債権	39,334千円
延滞債権	68,601千円
３ヵ月以上延滞債権	―千円
貸出条件緩和債権	―千円

なお、それぞれの定義は以下により行っています。

イ．「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号のイからホに掲げる事由または第４号に規定する事由が生じているものをいいます。

ロ．「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。

ハ．「３ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く）をいいます。

ニ．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および３ヵ月以上延滞債権を除く）をいいます。

２．国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は750千円で、累計額は2,839千円です。なお、累計額は、平成14年度からの合計額です。

３．理事、監事に対する金銭債権の総額は、92,858千円です。

４．理事、監事に対する金銭債務はありません。

５．担保に供されている資産は次のとおりです。

担保に供されている資産

・定期預金　5,000,000千円

６．貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された大阪府信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金4,600,000千円が含まれています。

７．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は4,227,699千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

Ⅵ. 損益計算書に関する注記

１．信用事業収益の「その他経常収益」には、睡眠貯金の繰入額3,284千円が含まれています。

２．信用事業費用の「その他経常費用」には、睡眠貯金の払戻し310千円が含まれています。

３．特別利益の「貸倒引当金戻入益」は、共済事業にかかるものです。

４．「法人税・住民税および事業税」には、過年度の住民税3,390千円が含まれています。

Ⅶ. リース取引に関する注記

１．リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりです。

⑴ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

（単位：千円）

	機械装置	器具備品	その他	合計
取得価額相当額	―	71,743	―	71,743
減価償却累計相当額	―	48,304	―	48,304
期末残高相当額	―	23,439	―	23,439

⑵ 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	15,813千円
１年超	8,414千円
合　計	24,228千円

⑶ 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	17,141千円
減価償却費相当額	16,080千円
支払利息相当額	973千円

⑷ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

⑸ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金超過額　29,883千円

退職給付引当金超過額	297,430千円
賞与引当金に係る未払費用	4,368千円
役員退任慰労引当金超過額	22,798千円
別段貯金	29,025千円
未払事業税否認額	9,493千円
その他	11,818千円
繰延税金資産計	404,815千円
評価性引当額	△17,396千円
繰延税金資産合計（A）	387,419千円
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△3,436千円
外部出資	△2,689千円
その他有価証券評価益	△5,844千円
繰延税金負債合計（B）	△11,970千円
繰延税金資産の純額（A＋B）	375,448千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	30.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4%
住民税均等割等	1.1%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

Ⅸ．有価証券に関する注記

1．売買目的有価証券

該当ありません

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち益	うち損
国債	18,501,040	17,535,600	△965,440	0	965,440
金融債	499,840	507,900	8,059	8,059	0
社債	8,205,928	8,088,409	△117,519	17,680	135,199
合計	27,206,809	26,131,909	△1,074,900	25,739	1,100,639

3．子会社および関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません

4．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	834,424	853,400	18,975	19,226	250
合計	834,424	853,400	18,975	19,226	250

なお、上記評価差額から繰延税金負債5,768千円を差し引いた額13,206千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5．当期中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません

6．当期中に売却したその他有価証券

該当ありません

7．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額

該当ありません

8．保有目的区分を変更した有価証券

該当ありません

9．その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごと償還予定額

（単位：千円）

種類	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	117,769	526,349	12,209,281	6,501,040
金融債	0	499,840	0	0
社債	0	0	5,505,928	2,700,000
合計	117,769	1,026,189	17,715,209	9,201,040

Ⅹ．退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、適格退職年金制度による退職給付制度を採用しています。

2．退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△2,862,242千円
年金資産	1,874,558千円
未積立退職給付債務	△987,684千円
未認識数理計算上の差異	9,292千円
退職給付引当金	978,390千円

3．退職給付費用の内訳

勤務費用	107,886千円
利息費用	49,216千円
期待運用収益	△23,824千円
数理計算上の差異の費用処理額	△38,707千円
退職給付費用	93,317千円

4．退職給付債務等の計算基礎

割引率	1.7%
期待運用収益率	1.3%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

5．法定福利費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16,129千円となっています。

また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は389,165千円（平成20年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金将来見込額）となっています。

■18年度

Ⅰ．重要な会計方針

1．記載金額の端数処理

貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2．有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成11年1月22日）に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

満期保有目的の債券については、その銘柄の異なるごとに移動平均法による償却原価法によって評価しています。

その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごとに時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿価額との差額を税効果調整後、純資産の部「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

3．棚卸資産で購買品の評価基準および評価方法は次のとおりです。

⑴　購買品……売価還元法に基づく原価法

⑵　販売品……最終仕入原価法に基づく原価法

4．固定資産等の減価償却の方法

⑴　有形固定資産

定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。

なお、上記⑴から⑵の20万円未満の資産等については、一時損金経理を行っています。

5．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

正常先および要注意先に対する債権については、事務ガイドラインに基づき、租税特別措置法第57条の10により算定した額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務部が資産査定を実施し、同部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

⑵　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生期から費用処理することとしています。

⑶　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しています。

⑷　役員退任給与引当金

役員退任給与引当金は、役員の退任給与金の支給に備えて、役員退任給与金規程による期末要支給額を計上しています。

6．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。

7．消費税の会計処理の方式

消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間（5年間）で毎期均等償却しています。

Ⅱ．表示方法の変更

平成18年4月28日農林水産省令第41号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」により、貸借対照表および損益計算書の様式が改正されました。

これにより、当期より貸借対照表については、外部出資に「系統出資」、「系統外出資」を追加しています。

固定資産については、有形固定資産と無形固定資産に区分し、「土地」、「減価償却資産」、「建設仮勘定」を有形固定資産の内訳として記載するよう表示を変更しています。

また、従来の資本の部については、以下のとおり表示を変更しています。

①　「資本の部」は「純資産の部」とし、組合員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。

なお、当年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は14,125,524千円です。

②　従来、任意積立金の内訳として表示していた特別積立金については、その他の利益剰余金の内訳として、目的積立金部分を個別名称（信用事業基盤強化積立金、施設整備積立金、有価証券価格変動準備金、圧縮積立金）により、目的積立金以外の部分を「特別積立金」としてそれぞれ表示しています。

③　「株式等評価差額金」は「その他有価証券評価差額金」として表示しています。

損益計算書については、特別利益に「貸倒引当金戻入益」を追加しています。

Ⅲ．追加情報

1．自賠責共済に係る責任準備金は、これまで「未経過共済付加収入」に計上していましたが、平成18年12月1日より自動車損害賠償保障法を適用した積立を、共済責任を保有する全共連が行う方法に変更されました。この結果、従来の方法と比べて、共済付加収入が19,583千円増加しています。

Ⅰ 決算の状況

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1．貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は52,884千円であり、その内訳は次のとおりです。

破綻先債権	―千円
延滞債権	52,884千円
３ヵ月以上延滞債権	―千円
貸出条件緩和債権	―千円

なお、それぞれの定義は以下により行っています。

イ.「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号のイからホに掲げる事由または第４号に規定する事由が生じているものをいいます。

ロ.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。

ハ.「３ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く）をいいます。

ニ.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および３ヵ月以上延滞債権を除く）をいいます。

2．国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は1,089千円で、累計額は2,089千円です。累計額は平成14年度からの合計金額です。

3．理事、監事に対する金銭債権の総額は、98,925千円です。

4．理事、監事に対する金銭債務はありません。

5．担保に供されている資産は次のとおりです。

担保に供されている資産

・定期預金　5,000,000千円

6．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は49,666,316千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

1．特別利益の「貸倒引当金戻入益」は、信用事業にかかるものです。

Ⅵ. リース取引に関する注記

1．リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりです。

⑴　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

（単位：千円）

	機械装置	器具備品	その他	合計
取得価額相当額	―	71,743	―	71,743
減価償却累計相当額	―	32,223	―	32,223
期末残高相当額	―	39,520	―	39,520

⑵　未経過リース料期末残高相当額

１年以内	16,207千円
１年超	24,289千円
合　計	40,496千円

⑶　当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	14,252千円
減価償却費相当額	13,324千円
支払利息相当額	1,015千円

⑷　減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

⑸　利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金超過額	29,056千円
退職給付引当金超過額	331,159千円
未払事業税否認額	13,933千円
その他	66,255千円
繰延税金資産計	440,405千円
評価性引当額	23,059千円
繰延税金資産合計（A）	417,346千円
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△4,090千円
外部出資	△2,689千円
その他有価証券評価益	△3,282千円
繰延税金負債合計（B）	△10,062千円
繰延税金資産の純額（A＋B）	407,284千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	30.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9%
住民税均等割等	0.2%
評価性引当金増減額	1.6%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3%

Ⅷ. 有価証券に関する注記

1．売買目的有価証券

該当ありません

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち益	うち損
国債	18,501,124	17,749,150	△751,974	0	751,974
金融債	499,790	507,700	7,909	7,909	0
社債	8,806,544	8,647,611	△158,933	25,112	184,045
合計	27,807,459	26,904,461	△902,998	33,021	936,019

3．子会社および関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません

4．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	905,505	913,284	7,779	10,796	3,016
合計	905,505	913,284	7,779	10,796	3,016

なお、上記評価差額から繰延税金負債2,365千円を差し引いた額5,414千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5．当期中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません

6．当期中に売却したその他有価証券

該当ありません

7．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額

該当ありません

8．保有目的区分を変更した有価証券

該当ありません

9．その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごと償還予定額

（単位：千円）

種類	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	71,664	540,256	10,301,364	8,501,124
社債	600,000	499,790	4,300,000	3,906,544
合計	671,664	1,040,046	14,601,364	12,407,668

Ⅸ. 退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、適格退職年金制度による退職給付制度を採用しています。

2．退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△2,895,072千円
年金資産	1,832,641千円
未積立退職給付債務	△1,062,431千円
未認識数理計算上の差異	△26,907千円
退職給付引当金	△1,089,338千円

3．退職給付費用の内訳

勤務費用	116,321千円
利息費用	52,707千円
期待運用収益	△34,066千円
数理計算上の差異の費用処理額	△36,140千円
退職給付費用	98,821千円

4．退職給付債務等の計算基礎

割引率	1.7%
期待運用収益率	1.7%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

5．法定福利費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、15,718千円となっています。

また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は381,139千円（平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金将来見込額）となっています。

④ キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科目	平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）	平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
1．事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	582,034	1,418,172
減価償却費	126,308	107,236
貸倒引当金の増加額	20,199	△623,692
睡眠貯金払戻引当金の増加額	1,042	—
賞与引当金の増加額	2,720	2,991
退職給付引当金の増加額	△110,948	△105,647
役員退任給与引当金の増加額	—	12,255
役員退任慰労引当金の増加額	8,440	—
信用資金運用収益	△3,773,469	△3,266,226
信用資金調達費用	1,132,677	543,482
共済貸付金利息	△17,604	△17,135
共済借入金利息	17,572	17,157
受取雑利息および受取出資配当金	△99,480	△91,473
支払雑利息	2,351	1,532
有価証券関係損益（△）	729	755
固定資産処分損	17,621	17,021
（信用事業活動による資産および負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△5,621,151	△2,260,915
預金の純増（△）減	△6,200,000	△12,350,000
貯金の純増減（△）	12,429,836	8,321,161
信用事業借入金の純増減（△）	△471,376	696,411
その他の信用事業資産の純増（△）減	6,875	340
その他の信用事業負債の純増減（△）	△190,777	335,508
（共済事業活動による資産および負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減	△18,618	△39,041
共済借入金の純増減（△）	19,017	38,686
共済資金の純増減（△）	△97,441	125,677
未経過共済付加収入の純増減（△）	△18,673	△30,344
共済未払費用の純増減（△）	△1,377	365
その他の共済事業資産の純増（△）減	15	11
（経済事業活動による資産および負債の増減）		
受取手形および経済事業未収金の純増（△）減	△16,631	31,122
棚卸資産の純増（△）減	3,826	△6,624
支払手形および経済事業未払金の純増減（△）	△12,415	△17,228
経済事業受託債務の純増減（△）	513	5,711
（その他の資産および負債の純増減）		
その他の資産の純増（△）減	16,255	△12,087
その他の負債の純増減（△）	15,679	△81,219
信用事業資金運用による収入	3,478,043	2,991,738
信用事業資金調達による支出	△875,002	△398,273
共済貸付金利息による収入	17,220	16,103
共済借入金利息による支出	△17,134	△16,053
小計	356,879	△4,632,520
雑利息および出資配当金の受取額	99,480	91,473
雑利息の支払額	△2,238	△1,526
法人税等の支払額	△227,941	△164,826
事業活動によるキャッシュ・フロー	226,179	△4,707,399
2．投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出（△）	—	△499,765
有価証券の償還による収入	671,000	4,761,127
補助金の受入による収入	750	1,089
固定資産の取得による支出（△）	△259,910	△224,305
外部出資の取得による支出（△）	△650,485	△780,166
外部出資の売却等による収入	—	700,119
投資活動によるキャッシュ・フロー	△238,645	3,958,099
3．財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	17,086	51,323
出資の払戻しによる支出（△）	△3,965	△2,466
持分の取得による支出（△）	△4,005	—
持分の譲渡による収入	2,962	—
出資配当金の支払額（△）	△36,421	△34,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,343	13,963
4．現金および現金同等物に係る換算差額	0	0
5．現金および現金同等物の増加額	△36,809	△735,336
6．現金および現金同等物の期首残高	2,193,803	2,929,139
7．現金および現金同等物の期末残高	2,156,993	2,193,803

(1)現金および現金同等物の資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

(2)現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

平成19年3月31日

現金・預金勘定	240,543,803
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△238,350,000
現金および現金同等物	2,193,803

平成20年3月31日

現金・預金勘定	246,706,993
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△244,550,000
現金および現金同等物	2,156,993

❺ 剰余金処分計算書

（単位：千円）

項目	平成19年度 総代会承認日 平成20年６月20日	平成18年度 総代会承認日 平成19年６月21日
当期未処分剰余金	662,378	1,224,099
積立金取崩額	1,496	1,849
圧縮積立金	1,496	1,849
剰余金処分額	337,109	956,421
任意積立金	300,000	920,000
貸出債権積立金	—	620,000
特別積立金	300,000	300,000
出資配当金	37,109	36,421
（出資配当率）	（3.5%）	（3.5%）
次期繰越剰余金	326,765	269,526

平成19年度

（注）１．目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	貸出債権積立金	信用事業基盤強化積立金	施設整備積立金	有価証券価格変動準備金
目的	貸出金の強化に必要な資金を積み立てる	信用事業の改善・発展に必要な資金を積み立てる	中長期的に予定する施設の取得に必要な資金を積み立てる	有価証券運用の価格変動リスクに対して必要な資金を積み立てる
積立目標額	期末貸出残高の100分の2.5	期末貯金・定期積金残高の100分の1.5	５億円	期末有価証券残高の100分の５を限度とする
積立基準	目標額の範囲内において、当期剰余金を参酌し積み立てる			
取崩基準	貸倒損失により、当期剰余金に重要な影響を与える場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	積立目的が達成された日の属する決算期を含む５年の間で、当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩す	時価の著しい下落に伴う評価損計上（減損処理）により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理相当額を取り崩す
当期積立額	—	—	—	—
当期積立累計額	620,000,000円	1,400,000,000円	430,000,000円	100,000,000円

２．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業費用、および広報誌『ＣＲＯＰ』の編集・発行費用にあてるための繰越額50,000,000円が含まれています。

平成18年度

（注）１．目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	貸出債権積立金	信用事業基盤強化積立金	施設設備積立金	有価証券価格変動準備金
目的	貸出金の強化に必要な資金を積み立てる	信用事業の改善・発展に必要な資金を積み立てる	中長期的に予定する施設の取得に必要な資金を積み立てる	有価証券運用の価格変動リスクに対して必要な資金を積み立てる
積立目標額	期末貸出残高の100分の2.5	期末貯金・定期積金残高の100分の1.5	５億円	期末有価証券残高の100分の５を限度とする
積立基準	目標額の範囲内において、当期剰余金を参酌し積み立てる			
取崩基準	貸倒損失により、当期剰余金に重要な影響を与える場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	積立目的が達成された日の属する決算期を含む５年の間で、当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩す	時価の著しい下落に伴う評価損計上（減損処理）により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理相当額を取り崩す
当期積立額	620,000,000円	—	—	—
当期積立累計額	620,000,000円	1,400,000,000円	430,000,000円	100,000,000円

２．次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業費用、および広報誌『ＣＲＯＰ』の編集・発行費用にあてるための繰越額50,000,000円が含まれています。

⑥ 部門別損益計算書

■平成19年度

（単位：千円）

区分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,555,653	3,846,027	948,124	636,412	116,017	9,073	
事業直接費	②	2,242,974	1,435,616	74,135	532,467	161,797	38,959	
事業総利益（①－②）	③	3,312,678	2,410,411	873,988	103,945	△45,780	△29,886	
事業管理費	④	2,819,874	1,922,639	549,145	190,758	70,237	87,095	
（うち減価償却費）	⑤	125,820	59,325	11,844	22,362	1,172	31,118	
（うち人件費）	⑤'	1,924,846	1,365,039	369,830	109,257	45,178	35,543	
※うち共通管理費	⑥		804,342	278,085	97,349	27,048	39,637	△1,246,461
（うち減価償却費）	⑦		21,730	7,513	2,631	731	1,071	△33,676
（うち人件費）	⑦'		526,149	181,905	63,679	17,693	25,928	△815,354
事業利益（③－④）	⑧	492,804	487,773	324,843	△86,813	△116,017	△116,981	
事業外収益	⑨	116,752	101,272	4,693	1,147	9,379	262	
※うち共通分	⑩		5,314	1,837	643	179	262	△8,235
事業外費用	⑪	9,995	6,451	2,230	781	217	318	
※うち共通分	⑫		6,451	2,230	781	217	318	△9,997
経常利益（⑧＋⑨－⑪）	⑬	599,561	582,594	327,306	△86,447	△106,855	△117,037	
特別利益	⑭	844	545	188	65	19	27	
※うち共通分	⑮		545	188	65	19	27	△844
特別損失	⑯	18,371	11,855	4,099	1,435	398	584	
※うち共通分	⑰		11,855	4,099	1,435	398	584	△18,371
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯）	⑱	582,034	571,284	323,395	△87,817	△107,234	△117,594	
営農指導事業分配賦額	⑲		84,796	30,751	3,658	△1,611	△117,594	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱－⑲）	⑳	582,034	486,488	292,644	△91,475	△105,623		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分
（注）平成19年度より、事業管理費の内訳として人件費を追加しています。また、当該追加をふまえ、共通管理費の内訳にも、人件費を追加しています。

■平成18年度

（単位：千円）

区分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,068,402	3,334,595	960,081	626,458	140,779	6,490	
事業直接費	②	1,611,658	799,030	78,033	524,220	189,571	20,807	
事業総利益（①－②）	③	3,456,744	2,535,565	882,048	102,238	△48,792	△14,317	
事業管理費	④	2,750,163	1,830,500	561,542	191,118	85,105	81,897	
（うち減価償却費）	⑤	107,236	63,815	12,919	14,133	8,068	8,301	
※うち共通管理費	⑥		511,585	186,112	58,840	24,826	24,664	△806,027
（うち減価償却費）	⑦		4,782	1,740	550	232	231	△7,535
事業利益（③－④）	⑧	706,580	705,066	320,506	△88,880	△133,897	△96,214	
事業外収益	⑨	112,690	89,904	3,507	6,832	619	11,829	
※うち共通分	⑩		2,022	735	233	98	97	△3,185
事業外費用	⑪	9,461	6,005	2,185	691	291	290	
※うち共通分	⑫		6,005	2,185	691	291	290	△9,461
経常利益（⑧＋⑨－⑪）	⑬	809,809	788,965	321,828	△82,739	△133,569	△84,675	
特別利益	⑭	626,473	626,473	0	0	0	0	
※うち共通分	⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失	⑯	18,110	11,494	4,182	1,322	558	554	
※うち共通分	⑰		11,494	4,182	1,322	558	554	△18,110
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯）	⑱	1,418,172	1,403,944	317,646	△84,061	△134,127	△85,229	
営農指導事業分配賦額	⑲		55,799	20,302	6,426	2,702	△85,229	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱－⑲）	⑳	1,418,172	1,348,145	297,344	△90,487	△136,829		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書（平成19年度）注記

1．共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等
(1)共通管理費等
事業区分別職員割数、事業総利益割および人件費を除いた事業管理費割の平均
(2)営農指導事業
事業総利益割

2．配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）　（単位：%）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	64.53	22.31	7.81	2.17	3.18	100.00
営農指導事業	72.11	26.15	3.11	△1.37		100.00

部門別損益計算書（平成18年度）注記

1．共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等
(1)共通管理費等
役職員の稼動割合を基準に配賦
(2)営農指導事業
役職員の稼動割合を基準に配賦

2．配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）　（単位：%）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	63.47	23.09	7.30	3.08	3.06	100.00
営農指導事業	65.47	23.82	7.54	3.17		100.00

7 財務諸表の正当性等にかかる確認

確　認　書

1．私は、当ＪＡの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

2．当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

(1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2)業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成20年7月7日

堺市農業協同組合

代表理事組合長　津塩壽郎

❶ 最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、口、人）

項目	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
経常収益	5,555,653	5,068,403	4,976,371	5,954,032	6,054,755
信用事業収益	3,846,027	3,334,595	3,003,063	3,632,451	3,613,698
共済事業収益	948,124	960,081	967,211	988,163	1,004,704
農業関連事業収益	636,412	626,458	733,196	854,435	872,177
その他事業収益	125,090	147,269	272,901	478,983	564,176
経常利益	599,561	809,809	759,139	482,013	377,486
当期剰余金	392,851	945,325	452,681	322,780	217,459
出資金	1,074,618	1,061,497	1,010,174	990,756	979,683
（出資口数）	（1,074,618）	（1,061,497）	（1,010,174）	（990,756）	（979,683）
純資産額	14,501,824	14,125,524	13,163,308	12,749,463	12,446,178
総資産額	346,328,257	334,181,613	323,708,264	311,187,529	300,786,028
貯金等残高	323,813,372	311,383,536	303,062,375	293,215,527	282,585,415
貸出金残高	59,825,219	54,204,067	51,943,152	50,126,488	44,340,759
有価証券残高	28,060,209	28,720,743	32,977,942	33,662,130	27,199,127
剰余金配当金額	37,109	36,421	34,893	34,434	34,025
出資配当の額	37,109	36,421	34,893	34,434	34,025
事業分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	324	322	316	311	312
単体自己資本比率	18.51%	19.51%	(19.62%)	(18.79%)	(17.71%)

（注）1．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
2．単体自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示（農業協同組合法第11条の２の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準）に定められた算式で算定したものです。また、平成18年度末から、新しい自己資本比率規制（新ＢＩＳ規制）が適用されたことに伴い、平成18年３月28日付の金融庁・農林水産省告示第２号により上記告示が全面改正され、オペレーショナル・リスクの追加など自己資本比率の計算方法が変わっています。平成17年度以前の数値は、旧基準によるものです。
なお、単体自己資本比率の法令での開示の義務付けが平成18年度からのため、平成17年度以前の数値は参考として実績値をカッコ書きで記載しています。
また、ＪＡ全国監査機構の指導に基づき、平成18年度の単体自己資本比率を修正して表示しています。
3．信託業務の取り扱いは行っていません。
4．出資口数の単位は「口」、出資１口金額は1,000円です。
5．職員数には、派遣職員を含みます。

❷ 利益総括表

（単位：千円）

種類	平成19年度	平成18年度	増減
資金運用収益	3,772,739	3,265,471	507,267
資金調達費用	1,132,677	543,482	589,194
資金運用収支	2,640,061	2,721,989	△81,927
役務取引等収益	47,257	46,430	826
役務取引等費用	9,166	8,512	653
役務取引等収支	38,090	37,918	172
その他信用事業収益	26,030	22,693	3,337
その他信用事業費用	272,497	247,034	25,463
その他信用事業収支	△246,466	△224,341	△22,125
信用事業粗利益	2,431,686	2,535,565	△103,879
（信用事業粗利益率）	0.74%	0.83%	△0.09%
共済事業粗利益	873,988	884,560	△10,571
（共済事業粗利益率）	0.14%	0.14%	△0.00%
購買事業粗利益	56,381	59,225	△2,844
（購買事業粗利益率）	10.06%	9.87%	△0.19%
販売事業粗利益	40,848	44,089	△3,240
（販売事業粗利益率）	15.47%	16.74%	△1.27%
総粗利益	3,334,014	3,459,524	△125,510
（総粗利益率）	0.98%	1.04%	△0.07%

（注）1．信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2．共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3．購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4．販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5．総粗利益率＝総粗利益÷総資産平均残高×100

❸ 資金運用収支の内訳

（単位：千円）

項目	平成19年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	328,831,752	3,772,739	1.14%	317,628,316	3,265,471	1.00%
うち預金	241,589,866	2,278,653	0.94%	232,475,970	1,756,229	0.75%
うち有価証券	28,370,957	318,049	1.12%	30,398,974	398,394	1.31%
うち貸出金	58,870,928	1,176,018	1.99%	54,753,371	1,110,798	2.02%
資金調達勘定	322,652,516	1,132,677	0.35%	310,867,877	543,482	0.17%
うち貯金・定期積金	318,136,082	1,085,281	0.34%	306,087,991	492,041	0.16%
うち借入金	4,516,434	39,164	0.86%	4,779,885	41,326	0.86%
総資金利ざや			0.34%			0.33%

（注）1．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2．1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めていません。

❹ 受取・支払利息の増減額

（単位：千円）

項目	平成19年度増減額	平成18年度増減額
受取利息	507,267	347,211
うち預金	522,424	166,304
うち有価証券	△80,345	△28,660
うち貸出金	65,219	164,453
支払利息	589,194	225,989
うち貯金・定期積金	593,239	203,069
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△2,161	14,548

（注）増減額は前年度対比です。

1 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
当座貯金	326,542	0.10%	247,401	0.08%	79,140
普通貯金	76,853,662	23.73%	76,747,669	24.65%	105,993
貯蓄貯金	2,802,806	0.87%	3,187,454	1.02%	△384,647
通知貯金	19,500	0.01%	38,000	0.01%	△18,500
その他の流動性貯金	556,703	0.17%	527,798	0.17%	28,904
流動性貯金計	80,559,215	24.88%	80,748,325	25.93%	△189,109
定期貯金	213,099,398	65.81%	199,671,676	64.12%	13,427,722
定期積金	29,914,751	9.24%	30,680,630	9.85%	△765,879
その他の定期性貯金	240,007	0.07%	282,903	0.09%	△42,896
定期性貯金計	243,254,157	75.12%	230,635,210	74.07%	12,618,946
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	323,813,372	100.00%	311,383,536	100.00%	12,429,836

②貯金の科目別平均残高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当座貯金	182,799	0.06%	188,174	0.06%	△5,374
普通貯金	76,250,807	23.97%	75,924,616	24.80%	326,190
貯蓄貯金	2,969,332	0.93%	3,266,842	1.07%	△297,510
通知貯金	17,408	0.01%	23,521	0.01%	△6,112
その他の流動性貯金	635,024	0.20%	621,654	0.20%	13,369
流動性貯金計	80,055,372	25.16%	80,024,809	26.14%	30,563
定期貯金	207,857,976	65.34%	195,399,014	63.84%	12,458,961
定期積金	29,961,975	9.42%	30,376,457	9.92%	△414,482
その他の定期性貯金	260,757	0.08%	287,709	0.09%	△26,951
定期性貯金計	238,080,709	74.84%	226,063,182	73.86%	12,017,527
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	318,136,082	100.00%	306,087,991	100.00%	12,048,090

③定期貯金の金利条件別内訳残高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定自由金利定期	213,304,679	99.98%	199,912,823	99.97%	13,391,855
変動自由金利定期	28,004	0.01%	35,034	0.01%	△7,029
その他定期貯金	6,721	0.00%	6,721	0.00%	0
合計	213,339,405	100.00%	199,954,579	100.00%	13,384,826

（注）1．固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
2．変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

⑵ 貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形貸付	76,850	0.13%	22,200	0.04%	54,650
証書貸付	54,182,852	90.57%	53,014,856	97.80%	1,167,995
当座貸越	770,044	1.29%	811,661	1.50%	△41,616
制度資金貸付	195,472	0.33%	355,350	0.65%	△159,877
金融機関貸付	4,600,000	7.69%	—	—	4,600,000
合計	59,825,219	100.00%	54,204,067	100.00%	5,621,151

②貸出金の科目別平均残高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付	27,950	0.05%	46,150	0.08%	△18,200
証書貸付	53,808,122	91.47%	53,420,854	97.70%	387,268
当座貸越	779,298	1.32%	841,098	1.54%	△61,800
制度資金貸付	319,362	0.54%	367,970	0.67%	△48,608
金融機関貸付	3,892,307	6.62%	—	—	3,892,307
合計	58,827,041	100.00%	54,676,073	100.00%	4,150,967

③貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	34,440,532	57.57%	31,128,316	57.43%	3,312,215
変動金利貸出	24,614,642	41.14%	22,264,089	41.07%	2,350,553
その他の貸出	770,044	1.29%	811,661	1.50%	△41,616
合計	59,825,219	100.00%	54,204,067	100.00%	5,621,151

④貸出金の担保別内訳残高

（単位：千円）

種類		平成19年度	平成18年度	増減
物的担保	貯金等	799,903	822,355	△22,452
	有価証券	1,023	1,842	△819
	動産	—	—	—
	不動産	3,659,537	4,143,375	△483,838
	その他担保物	—	—	—
	計	4,460,464	4,967,574	△507,109
保証	農業信用基金協会保証	31,341,014	28,964,552	2,376,632
	その他保証	1,722,805	1,152,539	570,266
	計	33,063,991	30,117,092	2,946,898
信用		22,300,763	19,119,401	3,181,362
合計		59,825,219	54,204,067	5,621,151

⑤債務保証の担保別内訳残高

該当項目はありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	43,351,722	72.46%	40,259,879	74.27%	3,091,842
運転資金	16,277,775	27.21%	13,742,126	25.35%	2,535,649
その他	195,721	0.33%	202,061	0.37%	△6,340
合計	59,825,219	100.00%	54,204,067	100.00%	5,621,151

⑦貸出金の業種別残高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
製造業	24,191	0.04%	65,753	0.12%	△41,562
農業	266,926	0.45%	315,967	0.58%	△49,041
林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	84,928	0.14%	82,360	0.15%	2,567
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業	5,500	0.01%	6,000	0.01%	△500
卸売・小売業	3,565	0.01%	11,626	0.02%	△8,060
金融・保険業	4,600,000	7.69%	4,515	0.01%	4,595,484
不動産業	12,855,283	21.49%	15,600,939	28.78%	△2,745,656
各種サービス業	144,762	0.24%	141,195	0.26%	3,566
地方公共団体	19,421,807	32.46%	20,256,646	37.37%	△834,838
個人（住宅・消費・納税資金等）	22,418,253	37.47%	17,719,061	32.69%	4,699,192
合計	59,825,219	100.00%	54,204,067	100.00%	5,621,151

（注）1．土地開発公社向け貸出金は不動産業に含めています。
2．業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧リスク管理債権の状況

（単位：千円）

区　分	平成19年度	平成18年度	増　減
破綻先債権額 (A)	39,334	—	39,334
延滞債権額 (B)	68,601	52,884	15,717
3ヵ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	—	—	—
合計 ((E)=(A)+(B)+(C)+(D))	107,935	52,884	55,051
担保保証付債権額 (F)	107,935	52,884	55,051
個別貸倒引当金勘定残高 (G)	—	—	—
担保保証付控除後債権額 ((H)=(E)−(F)−(G))	—	—	—

（注）1．破綻先債権
元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2．延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものをいいます。
3．3ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（注1，注2に掲げるものを除く）をいいます。
4．貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1，注2および注3に掲げるものを除く）をいいます。

⑨金融再生法開示債権の状況

●金融再生法に基づく資産査定額

（単位：千円）

区　分	平成19年度	平成18年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	77,439	16,359
危険債権	30,715	36,524
要管理債権	—	—
合計	108,155	52,884
正常債権	59,764,371	54,220,232

本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息および信用仮払金の各勘定について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、以下のとおり区分しています。
なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として、同法の定める基準に従い資産査定額を平成15年度より記載しています。

（注）1．破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2．危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。
3．要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4．正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

（単位：千円）

区　分	平成19年度	平成18年度
金融再生法開示債権合計 (A)	108,155	52,884
保全額合計 (B)	108,155	52,884
うち貸倒引当金	—	—
うち担保保証等	108,155	52,884
保全率 (B)／(A)	100.00%	100.00%

（注）貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

＜参考＞開示債権と自己査定の相関図

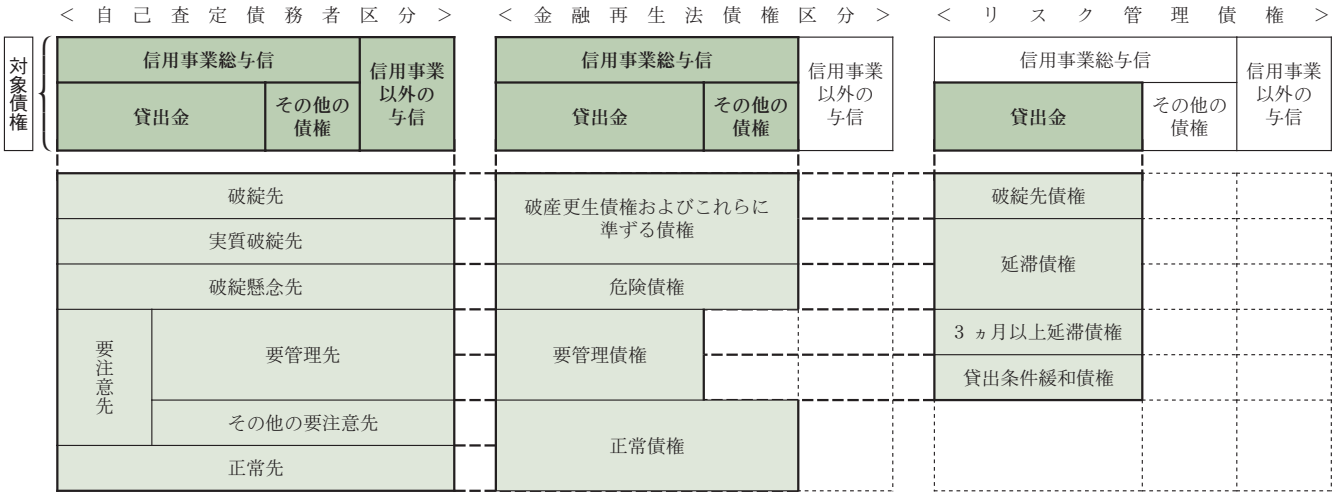

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる債権に該当する債務者
ⅰ　3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権
ⅱ　貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

●正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権

●破綻先債権
元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものをいう。

●3ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く）をいう。

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に掲げるものを除く）をいう。

⑪貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：千円）

区分		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
平成19年度	一般貸倒引当金	186,307	206,507	—	186,307	206,507
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	合計	186,307	206,507	—	186,307	206,507
平成18年度	一般貸倒引当金	810,000	186,307	—	810,000	186,307
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	合計	810,000	186,307	—	810,000	186,307

（注）その他の金額は洗い替えによる取崩額です。

⑫貸出金償却等の額

該当項目はありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

（単位：件、千円）

種類	平成19年度				平成18年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	41,768	54,832,101	187,312	66,648,557	41,577	59,591,629	180,500	66,816,066
代金取立為替	14	69,077	106	51,435	10	26,759	96	24,553
雑為替	2,062	511,831	1,238	531,050	3,413	504,954	10,373	484,601
合計	43,844	55,413,010	188,656	67,231,043	45,000	60,123,342	190,969	67,325,220

②公共債の引受額・公共債窓販実績

（単位：千円）

種類	窓口販売実績		引受実績	
	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度
国債	80,000	82,000	—	—

③オフバランス取引の状況

該当項目はありません。

(4) 有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

（単位：千円）

種類	平成19年度	平成18年度	増減
国債	19,376,372	19,446,792	△70,419
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	499,790	434,042	65,747
短期社債	—	—	—
社債	8,494,794	10,518,158	△2,023,364
株式	—	—	—
受益証券	—	—	—
合計	28,370,957	30,398,993	△2,028,036

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成19年度および平成18年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当項目はありません。

③有価証券の残存期間別残高

（単位：千円）

年度	種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
平成19年度	国債	117,769	280,437	245,911	167,604	12,041,677	6,501,040	—	19,354,440
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	499,840	—	—	—	—	499,840
	社債	—	—	—	5,505,928	—	2,700,000	—	8,205,928
	株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成18年度	国債	71,664	251,447	288,809	193,283	10,108,081	8,501,124	—	19,414,408
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	499,790	—	—	—	—	499,790
	社債	600,000	—	—	1,300,000	3,000,000	3,906,544	—	8,806,544
	株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成19年度および平成18年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

（単位：千円）

区分	平成19年度			平成18年度		
	取得価額 A	時価 B	評価損益 B－A	取得価額 C	時価 D	評価損益 D－C
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	27,206,809	26,131,909	△1,074,900	27,807,459	26,904,461	△902,998
その他保有	834,424	853,400	18,975	905,505	913,284	7,779
合計	28,041,233	26,985,309	△1,055,925	28,712,964	27,817,745	△895,219

（注）1．本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。
2．満期保有目的の債券は、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
3．その他有価証券は、時価を貸借対照表価額として計上しています。

②金銭の信託の時価情報等

該当項目はありません。

③金融先物取引等

該当項目はありません。

② 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・保有高

（単位：千円）

種類			平成19年度		平成18年度	
			新契約高	年度末保有高	新契約高	年度末保有高
生命総合共済		終身共済	4,537,930	101,692,012	4,051,030	102,219,100
		定期生命共済	—	5,000	—	5,000
		養老生命共済	8,228,270	134,569,901	10,228,100	142,191,244
		うちこども共済	2,592,000	23,930,600	2,453,800	22,070,100
		医療共済	1,047,600	3,098,800	1,707,500	2,088,300
		がん共済	16,500	506,000	50,500	511,000
		定期医療共済	85,900	698,100	283,800	669,100
	年金共済	年金開始前	456,974	3,300,797	472,915	3,395,146
		年金開始後	—	2,675,766	—	2,521,059
		年金合計	456,974	5,976,564	472,915	5,916,206
建物更生共済			31,668,730	396,394,145	29,447,330	387,362,105
合計			45,584,930	637,143,958	45,768,260	635,220,850

（注）1．金額は、保障金額（年金共済は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）、がん共済はがん死亡共済金額、定期医療共済は死亡給付金額、医療共済については死亡給付金額を含む）を表示しています。
2．合計の金額には年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含んでいます。

(2) 短期共済新契約高

（単位：千円）

種類	平成19年度		平成18年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	24,384,900	21,977	24,365,540	24,678
自動車共済	—	329,653	—	333,005
傷害共済	26,505,000	1,106	22,184,000	1,084
賠償責任共済	—	540	—	522
自賠責共済	—	51,038	—	52,488
合計	50,889,900	404,316	46,549,540	411,778

（注）1．金額は、保障金額を表示しています。
2．自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

❸ 購買事業取扱実績

（単位：千円）

種類			平成19年度 供給高	平成19年度 手数料	平成18年度 供給高	平成18年度 手数料
生産資材	飼料		2,331	388	6,915	382
	肥料		108,700	15,002	110,317	16,342
	農薬		69,270	7,152	74,425	7,999
	保温資材		21,595	2,664	22,569	2,863
	包装資材		11,709	1,321	13,406	1,293
	農業機械		157,118	4,869	168,085	6,085
	石油類		938	66	1,227	46
	自動車		36	4	1,684	67
	建築資材		65,375	5,535	38,228	2,897
	その他		27,619	4,460	24,430	4,308
	計		464,695	41,466	461,291	42,286
生活物資	食料品	食糧米	40,346	5,467	44,495	6,037
		生鮮食品	8,751	593	6,899	418
		一般食品	9,500	1,698	9,878	1,778
	衣料品		861	146	877	158
	耐久消費財		32,687	2,771	24,333	1,806
	日用保健雑貨用品		38,981	1,752	49,324	2,385
	その他		25	3	40	6
	計		131,154	12,433	135,849	12,591
合計			595,850	53,900	597,140	54,878

❹ 販売事業取扱実績

（単位：千円）

種類		販売高 買取	販売高 受託	手数料 買取	手数料 受託
19年度	農産物直売所等	95,309	168,676	20,458	23,700
	合計	95,309	168,676	20,458	23,700
18年度	農産物直売所等	99,305	164,077	23,572	24,817
	合計	99,305	164,077	23,572	24,817

❺ 指導事業

（単位：千円）

項目		平成19年度	平成18年度
収益	指導補助金	723	6,133
	実費収入	11,881	11,561
	受入事務委託料	356	356
	計	12,960	18,050
費用	営農改善費	30,064	29,888
	生活改善費	17,586	17,701
	教育情報費	49,747	47,925
	計	97,398	95,514
収支差額		△84,437	△77,464

❶ 利　益　率

項　　目	平成19年度	平成18年度	増　　減
総資産経常利益率	0.17%	0.24%	△0.07%
資本経常利益率	4.25%	6.14%	△1.89%
総資産当期純利益率	0.11%	0.28%	△0.17%
資本当期純利益率	2.78%	7.17%	△4.39%

（注）1．総資産経常（当期純）利益率 ＝ 経常（当期純）利益 ／ 総資産（除く債務保証見返り）平均残高 × 100

2．資本経常（当期純）利益率 ＝ 経常（当期純）利益 ／ 純資産勘定平均残高 × 100

❷ 貯貸率・貯証率

区　　分		平成19年度	平成18年度	増　　減
貯貸率	期末	18.47%	17.40%	1.07%
	期中平均	18.50%	17.88%	0.62%
貯証率	期末	8.66%	9.22%	△0.56%
	期中平均	8.91%	9.93%	△1.02%

（注）1．貯貸率（期末） ＝ 貸出金残高 ／ 貯金残高 × 100

2．貯貸率（期中平均） ＝ 貸出金平均残高 ／ 貯金平均残高 × 100

3．貯証率（期末） ＝ 有価証券残高 ／ 貯金残高 × 100

4．貯証率（期中平均） ＝ 有価証券平均残高 ／ 貯金平均残高 × 100

経営資料　Ⅴ バーゼルⅡ第３の柱に基づく開示

○農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年３月23日付　金融庁・農林水産省告示第４号　バーゼルⅡ第３の柱）として開示しています。

バーゼルⅡ（新BIS規制）とは

バーゼルⅡ（新BIS規制）とは、前身であるバーゼルⅠに対して、より高度なリスク計算手法を取り入れた金融機関の自己資本比率に関する国際的な統一基準です。スイスの国際決済銀行（BIS）に事務局を置くバーゼル銀行監督委員会により導入され、わが国でも、平成19年３月末決算からＪＡグループをはじめ全金融機関に対して適用されています。

バーゼルⅡでは、自己資本比率（国際統一基準８％以上、ＪＡ等国内金融機関は４％以上）の算出にあたり、分母となる信用リスク等の評価方法をより精緻化（第１の柱）するとともに、自己管理を前提とした統合的なリスク管理状況に対する監督当局の検証（第２の柱）と、適切な情報開示により利用者からのチェック機能を働かせること（第３の柱）で、各金融機関の経営健全化と金融システム全体の維持を図ることを目的としています。

これを受けて、ＪＡ堺市では、前年度ディスクロージャー誌より定性的・定量的な開示事項を項目ごとに記載していましたが、当年度では他業態の動向、金融商品取引法の施行等をふまえ、定性的・定量的開示事項別に、記載・表記の変更等、様式の見直しを行っています。

《定性的な開示事項》

１．自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、平成20年３月末における自己資本比率は、18.51%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本調達の方法は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額　　1,074百万円（前年度1,061百万円）

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

２．信用リスクに関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

（注）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

３．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がＡ－またはＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていることの条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

４．派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当ありません。

５．証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

６．オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、オペレーショナル・リスクを、事務リスクとシステムリスクの二つに分けて管理しています。各リスクの管理方針などについては、10ページをご覧下さい。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では、自己資本比率の算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、１年間の粗利益の15%の直近３年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

７．出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものをいい、当組合においては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資先に対しては、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資先へも同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等は、取得原価を記載し、毀損（きそん）の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

８．金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 市場金利が上下に２%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間当組合に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにＡＬＭ委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

《定量的な開示事項》

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円）

項目			平成19年度	平成18年度
基本的項目（Tier1）	出資金（うち後配出資金）		1,074,618	1,061,497
	回転出資金		—	—
	再評価積立金		—	—
	資本準備金		22,249	22,249
	利益準備金		2,183,713	2,183,713
	任意積立金		10,848,166	10,549,663
	次期繰越剰余金		326,765	269,526
	処分未済持分		△4,005	△2,962
	その他有価証券の評価差損		—	—
	営業権相当額		—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額		—	—
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額		—	—
	計	(A)	14,451,508	14,083,687
補完的項目（Tier2）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		—	—
	一般貸倒引当金		206,507	186,307
	負債性資本調達手段等		—	—
	負債性資本調達手段		—	—
	期限付劣後債務		—	—
	補完的項目不算入額		—	—
	計	(B)	206,507	186,307
自己資本総額		(C)=(A)+(B)	14,658,016	14,269,995
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		—	—
	負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの		—	—
	期限付劣後債務およびこれに準ずるもの		—	—
	非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		—	—
	基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャーおよび信用補完機能を持つI／Oストリップス		—	—
	控除項目不算入額		—	—
	計	(D)	—	—
自己資本額		(E)=(C)−(D)	14,658,016	14,269,995
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	(F)	72,410,128	66,442,741
	オフ・バランス取引等項目	(G)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額	(H)	6,738,716	6,663,833
	計（(F)+(G)+(H)）	(I)	79,148,844	73,106,574
基本的項目（Tier1）比率		=(A)／(I)×100	18.25%	19.26%
自己資本比率		=(E)／(I)×100	18.51%	19.51%

（注）1．本表記載の数値等は、金融庁・農林水産省告示（農業協同組合法第11条の２の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準）に定められた算式に基づき算出したものです。また、ＪＡ全国監査機構の指導に基づき、平成18年度の自己資本比率を修正して表示しています。

2．当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

経営資料　Ⅴ バーゼルⅡ第３の柱に基づく開示

２．自己資本の充実度に関する事項

（単位：千円）

項目	平成19年度		平成18年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	72,410,128	2,896,405	66,442,741	2,657,709
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	—	—	—	—
a　わが国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
b　わが国の地方公共団体向け	—	—	—	—
c　わが国の政府関係機関向け	120,720	4,828	120,822	4,832
d　地方三公社向け	—	—	10	—
e　金融機関および証券会社向け	—	—	49,375,316	1,975,012
e　金融機関および第一種金融商品取引業者向け	55,294,175	2,211,767	—	—
f　法人等向け	1,681,423	67,256	2,185,265	87,410
g　中小企業等向けおよび個人向け	230,013	9,200	245,150	9,806
h　抵当権付住宅ローン	413,033	16,521	465,620	18,624
i　不動産取得等事業向け	1,722,534	68,901	1,947,954	77,918
j　３ヵ月以上延滞等	—	—	17,543	701
k　信用保証協会等	3,083,175	123,327	2,844,432	113,777
l　共済約款貸付	—	—	—	—
m　出資等	7,099,929	283,997	6,449,444	257,977
n　その他	2,765,122	110,604	2,791,181	111,647
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク	6,738,716	269,548	6,663,833	266,553
ハ．総所要自己資本額　（イ＋ロ）	79,148,844	3,165,953	73,106,574	2,924,262

（注）１．所要自己資本額＝リスク・アセット×４％
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「３ヵ月以上延滞等」とは，元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび証券会社向け」、「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。
４．「その他」には、現金・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産など）が含まれています。
５．「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある２以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
６．オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

７．総所要自己資本額＝単体自己資本比率算出時の分母の額×４％

3．信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーおよび3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

項目		平成19年度				平成18年度			
		信用リスクエクスポージャー期末残高	うち貸出金	うち債券	3ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高	うち貸出金	うち債券	3ヵ月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	—	—	—	—	1,164	1,164	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	100,570	—	100,570	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2,430	2,430	—	—	8,832	8,832	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,207,204	—	1,207,204	—	1,710,690	—	1,710,690	—
	金融・保険業	9,140,827	4,625,230	4,515,596	—	4,519,638	—	4,519,638	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,055,466	47,504	3,007,962	—	3,060,099	51,089	3,009,009	—
	日本国政府・地方公共団体	38,780,386	19,421,812	19,358,574	—	39,671,877	20,239,443	19,432,433	—
	上記以外	245,783,110	—	—	—	239,364,257	—	—	—
個人		35,775,326	35,775,326	—	—	33,972,749	33,972,749	—	12,400
その他		12,770,776	—	—	—	11,947,250	—	—	—
業種別合計		346,515,529	59,872,304	28,089,338	—	334,357,129	54,273,279	28,772,341	12,400
1年以下		247,598,404	1,698,026	117,267		240,881,244	842,642	674,323	
1年超3年以下		672,106	397,464	274,641		1,419,209	1,171,627	247,582	
3年超5年以下		4,798,501	4,054,381	744,120		2,508,929	1,721,740	787,189	
5年超7年以下		12,335,587	10,868,170	1,467,417		6,690,025	5,191,833	1,498,191	
7年超10年以下		27,911,478	11,642,384	16,269,094		27,122,669	14,492,031	12,630,638	
10年超		39,987,102	30,770,304	9,216,798		43,471,681	30,537,265	12,934,415	
期限の定めのないもの		13,212,348	441,571	—		12,263,388	316,138	—	
残存期間別合計		346,515,529	59,872,304	28,089,338		334,357,129	54,273,279	28,772,341	

（注）1．「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
2．「その他」には、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれております。具体的には、現金、固定資産などです。
3．平成18年度および平成19年度における信用リスクに関するエクスポージャー全体での期末残高と期中のリスク・ポジションとの大幅な乖離はありません。
4．当組合は、国内を中心として事業活動を行っているため、「地域別」の記載を省略しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：千円）

項目		平成19年度				平成18年度			
		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金		186,307	206,507	186,307	206,507	810,000	186,307	810,000	186,307
個別貸倒引当金		—	—	—	—	—	—	—	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		186,307	206,507	186,307	206,507	810,000	186,307	810,000	186,307

（注）当組合は、国内を中心として事業活動を行っているため、「地域別」の記載を省略しています。

③貸出金償却の額

該当項目はありません。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：千円）

項目	平成19年度			平成18年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト 0%	—	42,094,785	42,094,785	—	43,041,131	43,041,131
リスク・ウェイト 10%	—	32,038,945	32,038,945	—	29,652,545	29,652,545
リスク・ウェイト 20%	—	250,846,118	250,846,118	—	244,362,359	244,362,359
リスク・ウェイト 35%	—	1,180,095	1,180,095	—	1,330,344	1,330,344
リスク・ウェイト 50%	3,309,875	—	3,309,875	3,510,972	—	3,510,972
リスク・ウェイト 75%	—	306,684	306,684	—	326,867	326,867
リスク・ウェイト100%	—	16,739,024	16,739,024	402,970	11,718,243	12,121,213
リスク・ウェイト150%	—	—	—	—	11,695	11,695
その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—
合計	3,309,875	343,205,654	346,515,529	3,913,942	330,443,186	334,357,129

（注）1．「格付あり」とは、リスク・ウェイト算定において格付を適用しているエクスポージャー、「格付なし」とはリスク・ウェイト算定において格付を適用していないエクスポージャーのことです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4．信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

項目	平成19年度		平成18年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
わが国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,721,044	—	1,151,195
金融機関および証券会社向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	27,648	—	15,042	—
抵当権付住宅ローン	625	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—
その他	47,900	—	5,305	—
合計	76,173	1,721,044	20,348	1,151,195

（注）1．「その他」は、「中小企業等向けおよび個人向け」に含まれない個人向けエクスポージャー等です。
2．当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。

5．派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当項目はありません。

6．証券化エクスポージャーに関する事項

該当項目はありません。

7．出資等エクスポージャーに関する事項

①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

（単位：千円）

項目	平成19年度		平成18年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場	—	—	—	—
非上場	7,099,929	7,099,929	6,449,444	6,449,444
合計	7,099,929	7,099,929	6,449,444	6,449,444

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

該当項目はありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当項目はありません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当項目はありません。

8．金利ショックに対する経済価値の増減額

（単位：千円）

項目	平成19年度	平成18年度
金利ショックに対する経済価値の増減（△）額	△1,857,848	△1,304,331

平成19年度

JAの概要

1 機　構　図

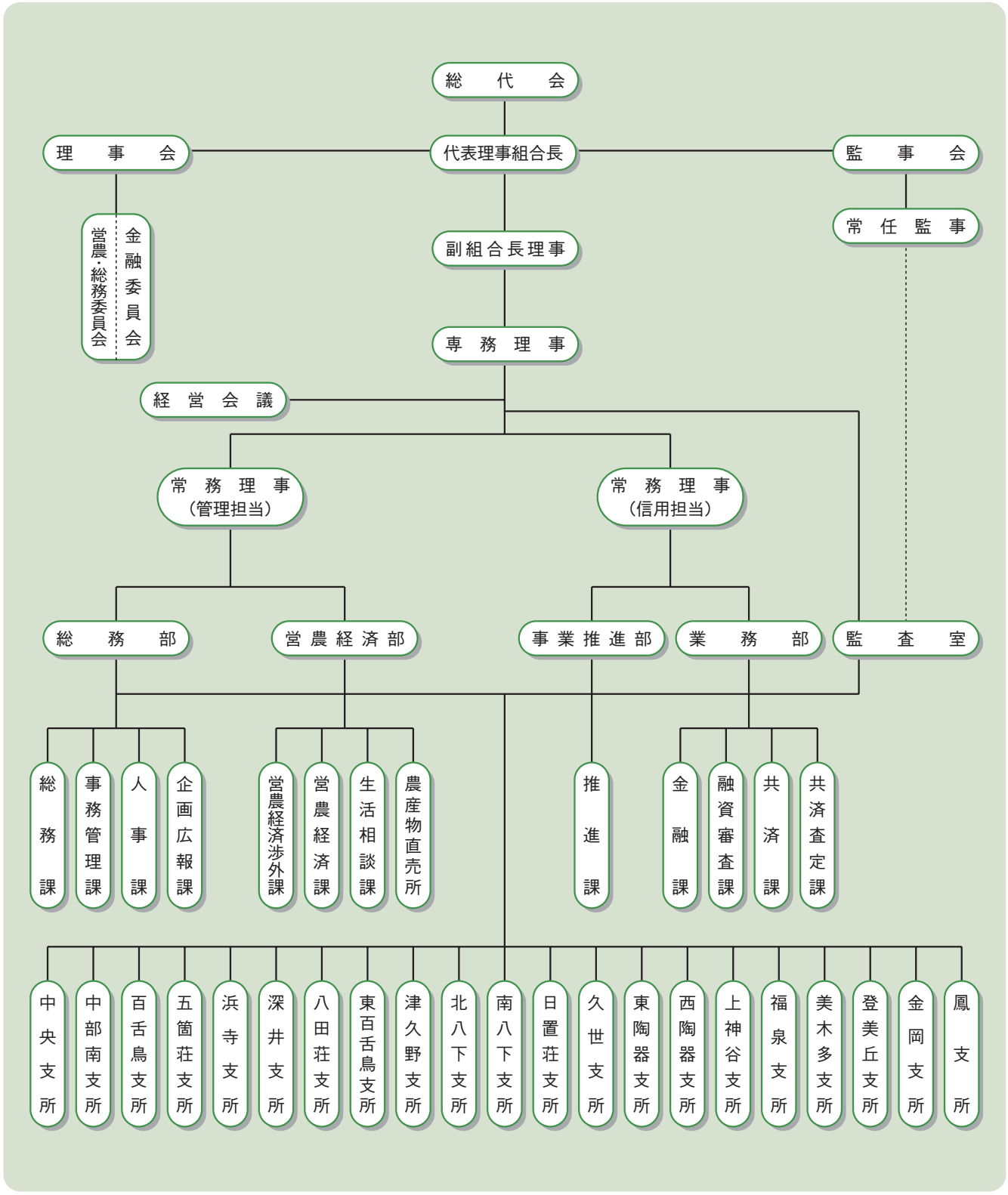
総代会
理事会
代表理事組合長
監事会
営農・総務委員会
金融委員会
副組合長理事
常任監事
専務理事
経営会議
常務理事（管理担当）
常務理事（信用担当）
総務部
営農経済部
事業推進部
業務部
監査室
総務課
事務管理課
人事課
企画広報課
営農経済渉外課
営農経済課
生活相談課
農産物直売所
推進課
金融課
融資審査課
共済課
共済査定課
中央支所
中部南支所
百舌鳥支所
五箇荘支所
浜寺支所
深井支所
八田荘支所
東百舌鳥支所
津久野支所
北八下支所
南八下支所
日置荘支所
久世支所
東陶器支所
西陶器支所
上神谷支所
福泉支所
美木多支所
登美丘支所
金岡支所
鳳支所

❷ 役員一覧

●理　事

（平成20年７月１日現在）

役職名	氏名	代表権	役職名	氏名	代表権
代表理事組合長	津塩　壽郎	有	理事	山田　春夫	無
副組合長理事	土居　嘉儀	無	〃	南山　眞一	〃
専務理事	松本　隆司	〃	〃	田中源二郎	〃
常務理事（管理担当）	中野　猛	〃	〃	西尾　清	〃
常務理事（信用担当）	寺下　三郎	〃	〃	東野　一雄	〃
理事	原田　良一	〃	〃	土山　和英	〃
〃	奥中　忠彦	〃	〃	中谷　錬一	〃
〃	西側　実一	〃	〃	南野　吉平	〃
〃	辻　正雄	〃	〃	奥野　拓	〃
〃	霜野　繁治	〃	〃	池﨑　俊幸	〃
〃	小林　角造	〃	〃	橋本　征吾	〃
〃	中辻　健司	〃	〃	雛本　竹雄	〃
〃	藤井　紘一	〃	〃	村田　光代	〃

（順不同）

●監　事

（平成20年７月１日現在）

役職名	氏名
代表監事	大仲　昌彦
常任監事	吉田　幸男
監事	小林　三郎
〃	吉田　一之
〃	伊藤　裕幸

（注）監事のうち伊藤　裕幸は、農協法第30条第12項に定める要件を満たす員外監事です。　（順不同）

❸ 組　合　員　数

（単位：人、団体）

区分		平成19年度	平成18年度
正組合員	個人	6,399	6,509
	法人　農事組合法人	1	1
	法人　その他の法人	—	—
	計	6,400	6,510
准組合員	個人	13,580	12,978
	農業協同組合	—	—
	農事組合法人	—	—
	その他の団体	—	—
	計	13,580	12,978
合計		19,980	19,488

❹ 組合員組織の状況

（単位：人）

組織名	構成員数
野菜振興会	488
緑花振興会	26
果樹振興会	49
4Hクラブ	21
観光農業振興会	32
農作業受託協議会	8
酪農協議会	22
女性会	2,356
資産管理研究会	786
年金友の会	2,349

（注）組織名については７月１日現在を、構成員数については３月31日現在を基準として記載しています。

❺ 特定信用事業代理業者の状況

（平成20年７月１日現在）

該当する項目はありません。

⑥ 地区一覧

ＪＡ堺市の地区は、堺市です。ただし、堺市美原区の区域は、大鐃、菩提、小寺に限ります。

●事務所および主要施設の所在地

7 店舗一覧

■事　務　所

（平成20年７月１日現在）

施設の名称	郵便番号	所　在　地	電話番号	事　業　内　容	ＡＴＭ設置台数
本　　所	593-8301	堺市西区上野芝町２丁１番１号	278-3333	総合・相談その他	１台
営農センター	599-8242	中区陶器北56-２	234-1900	購買・販売・利用・指導	―
農産物直売所	590-0125	南区鉢ヶ峯寺2405-１	296-9926	販売	―
生活センター	599-8272	中区深井中町1455-３	270-5454	加工・指導	―
中　央　支　所	590-0005	堺区南清水町２丁４-１	238-3107	総合	１台
中部南支所	590-0814	堺区石津町３丁４-１	241-2785	総合	１台
百舌鳥支所	591-8037	北区百舌鳥赤畑町５丁743-４	252-2528	総合	１台
五箇荘支所	591-8005	北区新堀町２丁103	252-0403	総合	１台
浜　寺　支　所	592-8348	西区浜寺諏訪森町中３丁244-25	262-0122	総合	１台
深　井　支　所	599-8272	中区深井中町1454-１	278-0112	総合	１台
八田荘支所	599-8267	中区八田寺町226-１	271-1541	総合	１台
東百舌鳥支所	599-8232	中区新家町253-１	237-5461	総合	１台
津久野支所	593-8322	西区津久野町２丁９-11	271-5821	総合	１台
北八下支所	591-8012	北区中村町253-６	252-0054	総合	１台
南八下支所	599-8103	東区菩提町５丁232	285-0129	総合	１台
日置荘支所	599-8114	東区日置荘西町３丁13-８	285-0023	総合	１台
久　世　支　所	599-8251	中区平井122-２	278-0122	総合	１台
東陶器支所	599-8242	中区陶器北455-１	237-5101	総合	１台
西陶器支所	599-8246	中区田園575-７	236-5481	総合	１台
上神谷支所	590-0121	南区片蔵30	297-0521	総合	１台
福　泉　支　所	593-8312	西区草部182-２	273-4051	総合	１台
美木多支所	590-0136	南区美木多上44-１	297-0621	総合	１台
登美丘支所	599-8126	東区大美野65-４	235-1551	総合	１台
金　岡　支　所	591-8022	北区金岡町1088	252-0027	総合	１台
鳳　　支　　所	593-8326	西区鳳西町１丁76-２	263-6112	総合	１台
合　　計		25ヵ所			22台

（注）事業内容欄の総合とは、信用・共済・購買・販売・指導事業をいいます。

■店外ＡＴＭ

施　設　の　名　称	所　在　地	ＡＴＭ設置台数
大庭寺キャッシュサービスコーナー	堺市南区大庭寺106-４	１台
鳳北キャッシュサービスコーナー	西区鳳中町２丁50-２	１台
合　　計	2ヵ所	2台

8 沿革・あゆみ

昭和44年３月	堺市内19農協が合併し「堺市農業協同組合」発足
９月	『堺市農協情報』創刊（平成５年４月『ＣＲＯＰ』に改称）
昭和46年５月	堺市農協農業会館（本所）完成
昭和47年５月	旧金岡・鳳農協と合併し、一市一農協として発足
昭和51年６月	育苗センター完成（昭和56年４月「営農センター」に改称）
11月	第１回堺市農業祭開催・営農テレホンサービス開始（TEL 277－3591）
昭和53年９月	「営農フェア」開催（現在の「ＪＡフェア」の前身）
昭和54年３月	合併10周年記念式典挙行
昭和56年４月	外務（渉外）担当職員設置
６月	堺市農業研修センター完成
昭和57年12月	計画（予約）購買制度スタート
昭和58年５月	第１次中期経営計画策定（以後３年ごとに策定。現在第９次同計画を実践中）
昭和59年１月	営農外務員制度導入
８月	全銀内国為替制度に加盟
12月	第１次地域農業振興計画策定（以後５年ごとに策定。現在第５次同計画を実践中）
昭和60年10月	ＡＴＭ全店舗に設置
昭和61年７月	堺市農協資産管理連絡協議会発足
昭和63年６月	学経理事制導入
８月	グルメレディースサークル発足
９月	年金友の会連絡協議会発足
平成元年３月	合併20周年記念式典挙行
４月	土曜組合員相談室開設
９月	婦人会結成20周年記念大会開催
11月	ハンディ端末機導入
平成２年４月	営農情報紙『わかば』創刊
８月	貯金残高2,000億円達成
平成３年10月	農産加工所（生活センター）開所
10月	外貨両替業務取り扱い開始
平成４年４月	農協ＣＩを導入し、愛称「ＪＡ堺市」設定
平成５年７月	資産管理情報誌『みのり』創刊
平成７年４月	新土壌分析システム導入
平成８年４月	カタログショッピング開始
平成９年１月	本所機構改革の実施（５部２室12課制）
平成10年３月	ＪＡ全中から「平成９年度優良農業協同組合表彰」受賞
10月	鳳南支所、大庭寺・鳳北出張所を、福泉支所、鳳支所に統合
11月	購買品配送体制の合理化（８支所を対象に試行）実施
平成11年３月	合併30周年記念式典挙行
８月	府から「特定組合」の承認を受ける（余裕金運用基準の緩和）
９月	女性会結成30周年記念式典挙行
10月	証券投資信託の取り扱い開始
平成12年４月	ＡＬＭ（資産と負債の総合管理）委員会設置
４月	外貨預金の取り扱い開始
４月	農業公園　堺・緑のミュージアム『ハーベストの丘』開園 同所に地場農産物を販売する『農産物直売所』設置
12月	コンプライアンス（法令等順守）・マニュアル制定
平成13年６月	ホームページ開設
７月	長期共済保障保有高6,000億円達成
平成15年３月	ＪＡ全中から「平成14年度特別優良農業協同組合表彰」受賞
平成16年２月	第３回ＪＡバンク全国大会で「優績表彰」受賞
４月	大阪エコ農産物『泉州さかい育ち』のトレーサビリティーシステムをＪＡ堺市のホームページに導入
平成17年３月	「堺市農業協同組合個人情報保護方針」と「セキュリティ基本方針」を制定
４月	「個人情報保護法に関する法律」施行
８月	貯金残高3,000億円達成
10月	経済事業改革に伴う組織整備。営農部と経済部を統合し「営農経済部」を設置
11月	営農センター購買倉庫・購買店舗営業開始
平成18年４月	「ハーベストの丘農産物直売所」の指定管理者となる
平成19年５月	営農センター育苗施設をリニューアル
12月	「こども110番運動」をスタート
平成20年４月	全ＡＴＭの日曜・祝日稼働開始

個人情報保護の取り組み

平成17年４月１日から、個人情報の保護に関する法律が施行されました。ＪＡ堺市では、組合員・お客さまからの信頼が第一と考え、以下の方針を掲げ、個人情報の漏えい、内容の改ざんの防止などのための厳格な管理を実施しています。また全職員に『コンプライアンス・マニュアル』を配布し、プライバシーに関する情報には守秘義務を遵守するよう、周知徹底をはかっています。なお当組合における「個人情報の利用目的」は、本・支所店頭に掲示するとともに、ホームページで公開しています。

堺市農業協同組合個人情報保護方針

堺市農業協同組合
代表理事組合長　津塩壽郎
平成17年3月24日制定

堺市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
　個人情報とは、法第２条第１項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
2．当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。
　ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
3．当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4．当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
　個人データとは、法第２条第４項が規定する、個人情報データベース等（法第２条第２項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5．当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6．当組合は、保有個人データにつき法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
　保有個人データとは、法第２条第５項に規定するデータをいいます。
7．当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8．当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以　上

堺市農業協同組合セキュリティ基本方針

堺市農業協同組合
代表理事組合長　津塩壽郎
平成17年3月24日制定

堺市農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預りした情報のセキュリティ※1の確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2．当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3．当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4．当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5．当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム※2を確立し、維持改善に努めます。

以　上

※1　セキュリティ：安全管理
※2　情報セキュリティマネジメントシステム：組織的に情報セキュリティの維持と向上のための方策を立案、運用、見直し、改善すること

JA堺市

JA堺市　ディスクロージャー誌

発　行　日　平成20年７月31日
編集・発行　堺市農業協同組合
〒593-8301
堺市西区上野芝町2丁1番1号
TEL 072-278-3333
http://www.ja-sakai.or.jp

PRINTED WITH SOY INK
環境にやさしい大豆油インキを使用しています。